

平成 30 年 第 2 回

大崎町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 30 年 6 月 7 日

閉会 平成 30 年 6 月 21 日

大 崎 町 議 会

平成30年第2回大崎町議会定例会

会 期

平成30年6月7日（木）から

15日間

平成30年6月21日（木）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月7日	木	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案・陳情等上程
8日	金			委員会	付託案件の審査
9日	土				休 会
10日	日				休 会
11日	月				予 備
12日	火				予 備
13日	水				予 備
14日	木				予 備
15日	金	10	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
16日	土				休 会
17日	日				休 会
18日	月				予 備
19日	火				予 備
20日	水				予 備
21日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

平成30年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月7日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 報告第1号 平成29年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
東町長提案理由報告	8
中倉総務課長	8
8. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度大崎町一般会計補正予算(第6号))	9
東町長提案理由説明	9
中倉総務課長	9
9. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について)	11
東町長提案理由説明	11
本高税務課長	12
10. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	17
東町長提案理由説明	17
本高税務課長	17
11. 日程第9 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算(第1号)	19
東町長提案理由説明	19
中倉総務課長	19
12. 日程第10 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)	20
東町長提案理由説明	20

	中村保健福祉課長	21
13.	日程第11 議案第24号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	21
	東町長提案理由説明	21
	稲留光晴君	22
	東町長	22
	川畑農林振興課長	22
14.	日程第12 議案第25号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	23
	東町長提案理由説明	23
	稲留光晴君	23
	東町長	23
	福永耕地課長	23
	稲留光晴君	23
15.	休 憩	24
	稲留光晴君	24
16.	日程第13 議案第26号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
	東町長提案理由説明	25
	中村保健福祉課長	25
	上原正一君	26
	東町長	26
	中村保健福祉課長	26
17.	日程第14 議案第27号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について	27
	東町長提案理由説明	27
	本高税務課長	27
	中山美幸君	28
	東町長	28
18.	日程第15 議案第28号 野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について	29
	東町長提案理由説明	29
	中倉総務課長	29
	吉原信雄君	30

東町長	30
上原正一君	30
東町長	31
上原正一君	31
東町長	31
藤井教育長	31
19. 日程第16 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画 の策定及び固定資産税の特例措置について	32
20. 日程第17 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の 1復元, 複式学級解消をはかるための, 2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について	32
21. 散 会	33
第2号(6月15日)(金)	
1. 開 議	38
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	38
3. 日程第2 一般質問	38
児玉孝徳君	38
藤井教育長	38
児玉孝徳君	39
藤井教育長	40
児玉孝徳君	40
藤井教育長	40
児玉孝徳君	41
藤井教育長	41
児玉孝徳君	42
藤井教育長	42
児玉孝徳君	43
藤井教育長	43
児玉孝徳君	44
東町長	45
藤井教育長	46
児玉孝徳君	47
藤井教育長	47

児玉孝徳君	48
藤井教育長	48
児玉孝徳君	48
藤井教育長	49
児玉孝徳君	49
藤井教育長	49
児玉孝徳君	50
藤井教育長	50
児玉孝徳君	50
宮本昭一君	51
東町長	51
宮本昭一君	51
東町長	52
宮本昭一君	52
東町長	53
宮本昭一君	54
東町長	54
宮本昭一君	55
東町長	55
宮本昭一君	56
東町長	56
宮本昭一君	57
東町長	57
宮本昭一君	57
藤井教育長	58
宮本昭一君	58
藤井教育長	59
宮本昭一君	59
藤井教育長	59
川添教委管理課長	59
宮本昭一君	59
川添教委管理課長	60
宮本昭一君	60
東町長	60

宮本昭一君	61
東町長	62
宮本昭一君	62
東町長	62
宮本昭一君	62
東町長	63
宮本昭一君	63
東町長	64
宮本昭一君	64
4. 休 憩	64
稲留光晴君	64
東町長	64
稲留光晴君	65
東町長	65
本高税務課長	65
稲留光晴君	66
本高税務課長	66
稲留光晴君	66
東町長	66
稲留光晴君	67
東町長	67
本高税務課長	67
稲留光晴君	67
東町長	68
稲留光晴君	68
東町長	68
稲留光晴君	68
東町長	68
稲留光晴君	68
東町長	70
稲留光晴君	70
東町長	71
稲留光晴君	71
藤井教育長	71

稲留光晴君	72
藤井教育長	72
稲留光晴君	73
中山美幸君	73
東町長	73
中山美幸君	74
東町長	74
中村保健福祉課長	74
中山美幸君	75
5. 休 憩	75
中村保健福祉課長	75
中山美幸君	75
中村保健福祉課長	75
中山美幸君	76
中村保健福祉課長	76
中山美幸君	76
中村保健福祉課長	76
中山美幸君	76
中村保健福祉課長	76
中山美幸君	77
中村保健福祉課長	77
中山美幸君	77
東町長	78
中村保健福祉課長	78
中山美幸君	78
東町長	79
中山美幸君	80
東町長	80
上橋企画調整課長	80
中山美幸君	80
上橋企画調整課長	81
中山美幸君	81
上橋企画調整課長	81
中山美幸君	81

6. 散 会	82
第3号（6月21日）（木）	
1. 開 議	89
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	89
3. 日程第2 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	89
児玉総務厚生常任委員長報告	89
4. 日程第3 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算（第1号）	91
児玉総務厚生常任委員長報告	91
5. 日程第4 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の 策定及び固定資産税の特例措置について	92
児玉総務厚生常任委員長報告	92
6. 日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元、複式学級解消をはかるための、2019年度 政府予算に係る意見書採択の要請について	93
中倉文教経済常任委員長報告	94
7. 日程第6 議員派遣の件	95
8. 日程第7 閉会中継続審査・調査申出書	95
9. 休 憩	96
10. 追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分 の1復元、複式学級解消をはかるための、20 19年度政府予算に係る意見書（案）の提出に ついて	96
中倉広文君	96
11. 閉 会	98

第 1 号

6 月 7 日 (木)

平成30年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月7日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 平成29年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- （総）日程第 9 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- （総）日程第10 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第24号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第26号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第27号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第28号 野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について
- （総）日程第16 陳情第 1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の

策定及び固定資産税の特例措置について

(文) 日程第17 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 児玉孝徳	7番 中山美幸
2番 稲留光晴	8番 上原正一
3番 諸木悦朗	9番 中倉毅
4番 宮本昭一	10番 長重充輝
5番 中倉広文	11番 神崎文男
6番 吉原信雄	12番 小野光夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 川畑定浩
副町長 千歳史郎	耕地課長 福永敏郎
教育長 藤井光興	建設課長 時見和久
会計管理者 東正隆	農委事務局長 大地敏郎
総務課長 中倉幸二	水道課長 高田利郎
企画調整課長 上橋孝幸	教委管理課長 川添俊一郎
住民環境課長 小野厚生	社会教育課長 今吉孝志
保健福祉課長 中村富士夫	税務課長 本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下村俊郎
次長兼調査係長 宮本修一
次長兼議事係長 垣内吉郎
庶務係主幹 西ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。

これより、平成30年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、稲留光晴君、及び3番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（小野光夫君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月21日まで、15日間といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（小野光夫君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

5月28日に開催されました平成30年度町村議会議長副議長研修会と、6月3日に開催されました平成30年関東大崎会第20回交流懇親の集いについて報告をいたします。

5月28日の平成30年度町村議会議長副議長研修会については、副議長が同席しておりますので副議長に報告をしていただきます。11番、神崎君。

○11番（神崎文男君） それでは、5月28日に開催されました、平成30年度町村議会議長副議長研修会につきまして報告いたします。

この研修会は、東京国際フォーラムホールAを会場に日本全国からの参加者を得て、全国町村議会議長会の主催により、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催され、本町からは私と議長、議会事務局長の3名が出席いたしました。

研修は最初に、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏の「町村議会議員の議員報酬等のあり方（中間報告）」と題して、講演で町村議会の議員報酬を巡る状況と最

近の動向について講演されました。要約しますと、1、議員活動は従来よりも多様化し活動量も増加している。2、住民からは議会は見えない。したがって議員報酬と定数削減の意識が強いため、それに応える説明責任が求められる。3、報酬額と議員のなり手不足は連動していると言えるが、議員報酬を増額するだけでなり手不足が解消するとは言えない。議会や議員の魅力を示さない限り、なり手不足も解消しないと結びました。

次に、「議会の機能の使い道と議会の立ち位置の有効活用、小さな町議会の小さな挑戦」と題して、町村議会特別表彰を受けられた長崎県小値賀町町議会議長の立石隆教氏による講演がありました。

この町は人口2,477名、現在の議員数8名であります。議会改革として平成28年6月に議会基本条例を制定されております。議会版総合計画の策定や、債権管理条例の制定、模擬公聴会の開催などの取組がなされておりますが、平成27年3月に若い方々の町議会議員選挙への立候補を促すために、限定的に50歳以下の議員の報酬を現行の18万円を30万円に引き上げるという議員報酬特例条例を制定されました。しかしながら、純粋な気持ちの者が立候補を躊躇するなど心理的に立候補しづらい環境をつくってしまったことと、議会の構成メンバーが変わり、格差を認めない雰囲気形成されたことにより、今年の3月議会で廃止されました。議員へのなり手不足解消の難しさを痛感したとのことであります。

次に、「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」と題し、町村議会特別表彰を受けられた福岡県の大刀洗町議会議長の山内剛氏による講演がありました。

この町は人口1万5,600人、現在の議員数12名であり、議会改革として平成25年に議会基本条例を制定されております。この町は平成20年9月定例会により、傍聴の機会を増やすために一般質問日を土・日・祝日のいずれかに設定されており、このことにより傍聴者が増え、質問議員が増えたとのことであります。また、傍聴者にアンケートを実施し、議会運営に反映させているとのことであります。そのほか自由討議の推進、答弁事項の対応状況調査、各種団体との意見交換、町民による議会モニター制度については、平成26年4月から実施されております。最後に、住民に身近な議会であるために、1、特別な対策を講じるというより、日々の活動を住民に知らせる機会を拡大する。2、議会の対応が住民に対して「できない」ではなく、一緒に考える姿勢が基本である。3、多数の住民と公式に話し合う機会を得ることで、議員の担うべき役割が自覚できるとの提言がありました。

最後に、「議会活性化への取り組み」と題し、これも町村議会特別表彰を受けら

れた徳島県那賀町議会議会改革調査特別委員会委員長の柏木岳氏の講演がありました。平成24年9月に議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数の削減、議員報酬の検討、研修会の開催、先進地調査、議員間自由討議の導入、車座会議の開催、政策立案、監査請求、議会アドバイザーの設置、アンケート調査の実施、議会放送と広報、ICTの利活用、議員派遣等に関する要綱の制定、通年の会期制の導入、議会基本条例の制定、議会モニターの設置、議会表彰の実施と18項目にも及ぶ取組がなされておりました。議員報酬の検討につきましては、当選時の年齢が35歳以下であれば、任期中の報酬額を月額30万円とする案が出されましたが、町との協議により報酬等審議会に諮られ、反対意見の答申を受け断念したとのことであります。

研修資料につきましては、事務局に預けてありますので御参照ください。

以上で、平成30年度町村議会議長副議長研修会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） 私からは6月3日に開催されました第20回関東大崎会交流懇親の集いと、同時開催されました大崎町特産品フェアでございますが、本町からの出席は、議会から私と議会事務局長、執行部から町長、副町長、課長補佐、企画課職員そのほか大崎町商工会関係者などの出席でありました。

総会は、首都圏在住の関東大崎会会員をはじめ、鹿児島県東京事務所長など来賓を含め、約83名の参加を得て、議事も滞りなく進行し、盛会裏に終了したところでございます。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（小野光夫君） 日程第4の「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 平成30年第2回議会定例会にあたり、諸般の行政報告をいたします。

総務課関係でございます。

新聞等でも報道されましたが、去る4月10日に大崎町、鹿児島相互信用金庫、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所の3者により、大崎町リサイクル未来創生プログラムの研究開発と推進に関する協定を締結いたしました。

本協定締結に至った経緯でございますが、公約に掲げておりますリサイクル奨学金の制度設計を鹿児島相互信用金庫に相談したところ、鹿児島相互信用金庫と地域起こしに関する連携協定を締結している慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所を

紹介され、未来を先導する社会システム形成と人材育成のためには、3者連携が望ましいと意見が一致し本協定締結へとつながりました。

この協定では、本町の地方創生、未来戦略、リサイクル奨学パッケージの研究開発、人材育成などの項目が連携事項として記されております。本協定に基づき、3者による大崎町リサイクル未来創生プログラム推進会議を随時開催し、各種施策を研究するとともに、人的な交流も検討し、地域の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

次に、上谷迫集落内の鮫島快明さん宅の建物火災について報告いたします。3月30日鮫島快明さん宅から出火し、住居を含む3棟が全焼しました。炎上の様子を見た近隣の方が消防署に午後9時24分通報、消防署及び中央分団で消火作業にあたり、午後11時14分に鎮火しました。出火原因につきましては、家族が別棟の薪風呂を炊いて住居に戻っていたところ、薪が建物に燃え移り炎上したとのことであります。出動人員は団長以下32名、出動車両は4台でありました。なお、けが人等はありませんでした。そのほか、野焼き等により延焼した火災が1件発生しております。

以上で報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、「行政報告」は終わります。

-----○-----

日程第5 報告第1号 平成29年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（小野光夫君） 日程第5、報告第1号「平成29年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 説明いたします。

本案は、野方小学校校舎等大規模改造事業に係るものでございますが、これは平成29年度大崎町一般会計補正予算（第5号）で議決をいただいております繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、ただいま町長のほうより説明がございましたように、平成29年度内に事業の全部が完了しないために平成30年度に繰り越すことを報告するものでございます。

款9教育費、項2小学校費、野方小学校校舎等大規模改造事業でございますが、翌年度繰越額は4億1,850万円でございます。本事業は、昭和43年の竣工から老朽化が著しい野方小学校施設を更新するもので、特別教室を含む管理教室棟、屋外トイレなどに係る建築電気設備、給排水設備などを計画しております。国の平成29年度補正予算で採択を受けましたことから、平成30年度に繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、報告は終わります。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号））

○議長（小野光夫君） 日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に1,796万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を99億139万円にするものでございます。

補正の主なものは、地方譲与税、繰入金及び寄附金が確定したことによる財源調整でございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは御説明いたします。

今回の補正は、事務事業実施に係る国県支出金等の特定財源の確定に伴う財源の変更が主なものでございますことから、それ以外の主な部分について御説明させていただきます。

それでは歳出のほうから御説明いたしますので、補正予算書の13ページをお願いいたします。

款2総務費、目10企画費67万5,000円の減は、事業実績に基づく人材育成事業補助金一般分の減でございます。

款3民生費、目1児童福祉総務費840万3,000円の減は、認定こども園の整備に係る事業費の確定に伴う保育所等緊急整備事業補助金の減でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目9畜産業費73万3,000円の減は、畜産基盤再編総合整備事業の事業費確定に伴う負担金の減でございます。

目14営農推進費2,157万7,000円の減は、機構集積協力金事業補助金の減でございますが、国算定の再調整によりまして、交付単価が減額になったことによるものでございます。

款6商工費、目2商工業振興費1,341万2,000円の増は、主にふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴うものでございます。

節8報償費5,446万1,000円は、ふるさと納税謝礼でございます。

節12役務費269万4,000円の減は、情報発信のための広告料149万8,000円の減と、事務に係る手数料119万6,000円の減でございます。

節25積立金3,853万6,000円の減は、寄附金の確定に伴うふるさと応援基金積立金の減でございます。なお、平成29年度の実績でございますが、寄附件数は4万7,174件。金額が23億1,305万2,466円でございます。

以上で歳出を終わりました。次に歳入について御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から次の9ページをお願いいたしまして、最下段の款13使用料及び手数料までは、各種譲与税交付金分担金及び負担金などの額が確定したことに伴い補正をするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金から次の11ページをお願いいたしまして、款15県支出金までにつきましては、それぞれ説明欄に記載してございます負担金補助金及び交付金など事業費の確定や、国県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

款17寄附金、目1一般寄附金1,305万1,000円は、主にふるさと納税寄附金を実績により増額するものでございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金6,760万円の減は、財源の調整でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料から項5雑入までは、いずれも実績に伴う増減でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号））」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大崎町一般会計補正予算（第6号））」は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小野光夫君） 日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴いまして町税条例の一部を改正するものであります。改正する内容としましては、個人住民税の基礎控除等の見直しと地方のたばこ税の税率引き上げ等が主なものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成30年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○**税務課長（本高秀俊君）** それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

条例案の17ページの次にあります、新旧対照表で御説明いたします。1ページを御覧ください。

条例第20条、23条の改定は、地方税法の改正に伴いまして引用している文言等の整理を行うものでございます。

2ページを御覧ください。第24条第1項第2号の改正は、個人の住民税の非課税の範囲についてでございますが、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の取得要件を125万円から135万円に引き上げるものでございます。

次の2項の改正は、定義の変更により控除対象範囲者を同一生計配偶者と改め、均等割非課税限度額を10万円加算するものであります。

3ページを御覧ください。第24条第1項第2号の改正は、個人の住民税の非課税の範囲についてでございますが、済みません、訂正お願いします。

3ページをお願いします。第34条の2、所得控除になります。

次の34条の6の調整控除についてであります。前年の合計所得金額が2,500万円を超える取得割の納税者につきましては、基礎控除の適用はできないものとするものでございます。

次の4ページから9ページにかけては、法律改正に伴い引用している文言等の条文の整理を行うものでございます。

9ページから10ページにかけてになりますが、第48条は法人の町民税の申告についての規定であります。内国法人の外国関係会社との二重課税の控除において、国税から控除しきれなかった額を法人税から控除する法改正に伴う文言の整理を行うものでございます。第2項、第3項として付け加え、項の追加に伴う項番号の繰り下げを行っております。

12ページから13ページを御覧ください。第48条の続きになりますが、資本金1億円超の内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出が義務づけされたことから条文の整備を行うもので、第10項、第11項、第12項を加えるものでございます。

13ページの下になりますけれども、第52条の改正は、法人町民税の確定申告に係る納付期限の延長の場合の延滞金について、申告したあとに減額更生がされ、その後さらに増額更生等があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされた部分は、その期間を控除して計算することを定めた規定であり、第2項を第3項として加えるもので、現項の第2項を第4

項として、15ページの第4項のあとに第5項と第6項を付け加えるものでございます。第5項と第6項は連結法人に係るもので、第2項、第3項と同じ改正内容となっております。

16ページをお願いいたします。現行の第92条を92条の2として、第92条を製造たばこの区分として新たに条文を設けるものでございます。現在、加熱式たばこはパイプたばこに分類されておりますが、喫煙用の製造たばことして新たに加熱式たばこの区分を設けるものでございます。

16ページの下から17ページにかけてになります。第93条の2は、みなし製造たばこに係る規定でございますが、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、その特性を踏まえ製造たばこすることとし、新たに条文を加えるものでございます。

次の94条は、たばこ税の課税標準についてであります。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式等を規定するものでございます。

18ページを御覧ください。第3項は、加熱式たばこの課税方式の見直しの規定で、同項第1号から第3号にかけては重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式についての規定でございます。後ほど改正条例の第2条から第5条で説明いたしますが、急激な税負担の影響を配慮し、平成30年10月1日から平成34年10月1日にかけて段階的に移行を実施することとしております。第3項を新たに規定したことにより現行の第3項を第4項として、19ページから21ページにかけてになりますが、現行の第4項を第6項として、第5項及び第7項から第10項を加えるものでございます。第5項から第10項についてでございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算する場合の取り扱い等について規定しているものでございます。

次に21ページの中段になりますけれども、第95条でございますが、たばこ税の税率を5,262円から5,692円に改めるものでございます。なお、たばこ税の税率につきましても後ほど説明いたしますが、今回の法律改正で3回の税率見直しが行われております。

次の22ページから23ページを御覧ください。ここから附則の改正になります。第3条の2、第3条の4の改正は、法改正に伴いまして引用している文言等の整理を行うものでございます。

23ページの第3条の4につきましては、取得割の非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

次の24ページを御覧ください。第8条の2は、地方税法附則第15条、固定資

産税の課税標準の特例についてでございます。現行の第3項は、期間満了による廃止で、改正案の第3項から次の25ページの第21項にかけては、法律改正に伴う引用している文言、条文の整理のほか、津波防災地域づくりに関する法律に関する指定地域避難施設協定避難家屋と償却資産、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、太陽光発電設備に係るそれぞれの固定資産税額の割合を定めるものでございます。

26ページをお願いいたします。第8条の3から30ページの上段にかけては、法律改正に伴う引用している文言と条文の整理でございます。

30ページをお願いいたします。第8条の3、第12項はバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減免措置の規定を新たに加えるものでございます。第1号から第6号までは、申請する際の申告書への記載事項について規定してあります。

31ページを御覧ください。第9条から37ページの第15条の2までにつきましては、地方税の改正に伴う固定資産税の課税の特例に関する改正でございます。平成30年度は土地家屋について、3年に1度の評価替えの年に当たり、土地についての平成30年度から32年度までの固定資産の負担調整等の見直しについての規定でございます。第9条は固定資産税の特例に関する用語の意義でございますが、土地に関する特例について負担調整措置と現行制度を継続することから、見出し中の平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改めるものでございます。

次の第9条の2、土地の価格の特例についてでございますが、固定資産の評価については、評価額を3年間据え置く制度がとられている中で、平成31年度、平成32年度において地価の下落があったときに、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行えるよう下落修正措置を講じることができるものとするものであり、見出し及び本文中の平成28年度を平成31年度に、平成29年度を平成32年度に改めるものでございます。

次の32ページを御覧ください。第10条宅地等に関する固定資産税の特例、次の35ページ中段の第11条農地に対する固定資産税の特例、第13条の2の特別土地保有税の課税の特例につきましては、負担調整措置と現行制度を継続することから、見出しと本文中の平成27年度から29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改めるものでございます。

36ページを御覧ください。中段の第13条の2第2項は、特別土地保有税の課税の特例として適用期限を平成33年3月31日までに改めるもので、3年間延長するものでございます。

次の37ページにかけてになりますが、第15条の2につきましては上位法であります租税特別措置法の改正に伴い引用している条文の整備を行うものでございます。

次に、改め文の第2条による改正になります。下のほうになりますけれども、第94条はたばこ税の課税標準についてでございますが、次の38ページを御覧ください。同条第3項は、先ほど加熱式たばこの課税方式の見直しについて説明したところでございますが、段階的に見直しの移行を実施するものであり、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算する係数を0.8を0.6に、0.2を0.4に改めるものでございます。

次に、第8条の2の第19項から第21項の改正は、法律改正に伴う条文の整理でございます。

39ページを御覧ください。改め文の第3条による改正でございます。第94条の第3項はたばこ税の課税標準についてでございますが、先ほど改め文の第2条による改正により改めた加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算する係数の0.6を0.4に、0.4を0.6に改めるものでございます。

40ページの上段を御覧ください。第95条たばこ税の税率についてでございます。改め文の第1条による改正で5,692円に改めたものを、6,122円に改めるものでございます。

次に、改め文の第4条による改正でございます。第94条の第3項は、改め文の第3条の改正により改めた加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算する係数の0.4を0.2に、0.6を0.8に改めるものでございます。

41ページの下のほうを御覧ください。第95条たばこ税の税率についてでございます。改め文の第4条による改正で6,122円に改めたものを6,522円に改めるものでございます。

42ページを御覧ください。改め文の第5条による改正でございます。第93条の2、94条の改正は、加熱式たばこの段階的な紙巻きたばこへの移行が完了し、平成34年10月から新たな課税方式となることから、条文中の文言の整理を行うものでございます。

45ページを御覧ください。改め文の第6条による改正は、今回の地方税法改正に伴い紙巻きたばこの三級品に係る特殊税率の廃止に伴う経過措置の一部改正で、平成27年6月議会において御可決いただきました大崎町税条例の一部を改正する条例の改正附則第5条を改正するのでございます。第5条は、町たばこ税に関する経過措置でございますが、同条第2項第3号は紙巻きたばこの三級品のたばこ税に係る特殊税率を、平成31年3月31日までの期間を、平成31年9月30日まで

適用することとしたものでございます。

46 ページを御覧ください。第13項は特例期間の改正に伴い、税率の見直しの時期を平成31年4月1日から平成31年10月1日に改めるものでございます。

次の47ページの中段になりますたばこ税率についても、税率の引き上げに伴い1,262円を1,692円に改めるもので、第14項中の表につきましても、法改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に今回の改正による施行期日等について御説明いたします。

大崎町町税条例の一部を改正する条例案の10ページをお開きください。附則の第1条でございますが、この条例は平成30年4月1日からの施行することとしております。第1号から第9号まで列記しております各号につきましては、それぞれの施行期日を定めております。

11 ページを御覧ください。第2条については町民税、第3条、第4条は固定資産税、12ページ以降の第5条から第11条は手持品課税も含む町たばこ税に関して、今回の改正に伴いますそれぞれの経過措置を規定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改

正する条例の制定について)」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小野光夫君） 日程第8、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正する内容としましては、軽減措置に係る軽減判定所得の見直しと、医療分に係る課税限度額の見直しでございます。

なお、今回の改正につきましては地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成30年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条例を整備するものでございます。条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額についての規定でございますが、医療分の基礎課税額の限度額を54万円から58万円に改めるものでございます。

次の第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございますが、本文中基礎課税額の限度額である54万円を58万円に改めるものでございます。

次に第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を27万円から27万5,000円

に改めるものでございます。

次の第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を49万円から50万円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第24条の2第2項は、特例対象被保険者等に係る申告についてでございますが、法の改正に伴い文言を整理するものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、今回の改正による施行期日等について御説明いたしますので条例案を御覧ください。

附則の第1項でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行し、第2項は改正前、改正後それぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第22号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億9,824万5,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、産地パワーアップ事業補助金、クラスター事業補助金及びおおすみ山の景観ポイント整備工事などでございます。

歳入は、県支出金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

はじめに歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、目10企画費、節19負担金、補助及び交付金は合計で1,200万円でございます。説明欄の1行目、コミュニティ助成事業補助金250万円は木入道自治公民館が行う6月灯などの伝統文化継承活動のための備品購入に対しまして補助金の交付決定がありましたことによるものでございます。2行目の定住住宅取得補助金、3行目の空き家リフォーム促進事業補助金につきましては、それぞれ相談件数が増加しており、相当の申請が見込まれることから増額するものでございます。

款5農林水産業費、目7園芸振興費857万5,000円は、産地パワーアップ事業補助金の交付決定に伴う増で、大型トラクターなどの導入に対し補助するものでございます。

目9畜産業費2,126万9,000円は、畜産クラスター事業補助金の交付決定に伴う増で、牛舎1棟と附帯設備の整備に対し補助するものでございます。

目12農業研修施設管理費60万7,000円は、農業研修施設の老朽等に伴う修繕料の増でございます。

次に、8ページをお願いいたします。款6商工費、目3観光費443万7,000円は、おおすみ山の景観ポイント整備工事でございます。以前から、四季の森にトイレ施設等の設置要望がございましたことから、県に地域振興推進事業補助金の交付をお願いしておりましたところ、今回採択されたことに伴うものでございます。

以上で歳出終わりました、次に歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款15県支出金、目4農林水産業費補助金2,984万4,000円は、畜産クラスター事業補助金2,126万9,000円と産地パワーアップ事業補助金857万5,000円でございます。いずれも県の採択が見込まれることから計上するものでございます。

目5商工費補助金221万8,000円は、県地域振興推進事業補助金でおおすみ山の景観ポイント整備事業に対する補助金でございます。

款19繰越金、目1繰越金1,350万円は、財源の調整によるものでございます。

款20諸収入、目1雑入250万円は、コミュニティ助成事業助成金で木入道自治公民館の伝統文化継承活動に対する交付決定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第23号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,898万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,043万3,000円とするものでございます。補正の主なものは、平成29年度の介護給付費、国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、御説明いたします。補正予算書の6ページ7ページを御覧ください。はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款6 諸支出金、目2 償還金、節2 3 償還金、利子及び割引料2,898万3,000円の増は、平成29年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や、地域支援事業交付金等の国及び県からの超過交付金を返還するものでございます。

続きまして6ページを御覧ください。款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金186万2,000円は、平成29年度社会保険診療報酬支払基金交付金確定に伴いまして追加交付されますことから増額補正するものでございます。

目2 地域支援事業支援交付金40万6,000円は、平成29年度分の地域支援事業支払基金確定に伴いまして追加交付されますことから増額補正するものでございます。

款7 繰越金、目1 繰越金2,671万5,000円の増は、平成29年度分の介護給付費等の確定に伴って生じた償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第24号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第11、議案第24号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町肉用牛特別導入事業基金条例に定めております基金の運用から生ずる収益を基金に繰り入れたことにより、本条例第2条の基金の額1,661万4,430円を、1,662万8,435円に改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。2番、稲留君。

○2番（稲留光晴君） 出頭検査報告書ですね、平成29年3月10日の肉用牛特別導入基金の金額が1,441万3,663円でございますけども、これまでにこの事業を使った方、頭数、金額っていうのはあれば教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、利用者はどれぐらいかという御質問でございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（川畑定浩君） お答えいたします。これまでこの事業を通じまして牛の導入を図ってきた頭数でございますが、全体の頭数が736頭でございます。なお、金額につきましてはトータルでいきますと2億3,702万8,557円ということになります。

以上でございます。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第24号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条

例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 2 5 号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第 1 2、議案第 2 5 号「大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例第 2 条において具体的に定めております基金の額について、農業基盤整備促進事業の財源として 3 0 0 万円を取り崩したことで、基金の運用から生ずる収益を基金に繰り入れ、積み立てたことにより、基金の額 4 1 8 万 9 2 5 円を 1 1 8 万 5, 1 0 5 円に改めるものでございます。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。2 番、稲留君。

○2 番（稲留光晴君） 今、町長の説明取り崩したと言われましたけど、平成 2 9 年 1 月 3 0 日現在、執行の金額が改正案のこの 1 1 8 万 5, 1 0 5 円で、あと平成 3 0 年 3 月 3 1 日現在はこの金額になっております。4 1 8 万 9 2 5 円は平成 2 9 年 8 月 3 0 日現在の執行でですね、平成 2 9 年 9 月から 1 1 月までに減っているというか、それは増減、監査の増減の中でその取り崩したちゅうのは出てこないかな。監査表はその報告をもらってる中で今町長がおっしゃった 3 0 0 万円取り崩したとおっしゃったけど、そこ辺は、そのこの増減ですよ。出てこないんです。この報告書を見ても、その中身がよく私は理解できないからお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（福永敏郎君） ただいまの質問でございますけれども、4 1 8 万 9 2 5 円、そしてあの決算で 1 1 8 万 5, 1 0 5 円ということでございますが、これにつきましては満期が平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日でございます。その時点では 4 1 8 万 9 2 5 円というものは存在しておりましたが、その後取り崩して基盤整備促進事業に充当してございます。したがって、5 月 3 1 日の出納閉鎖をもって 1 1 8 万 5, 1 0 5 円というものが確定してございます。

以上です。

○2 番（稲留光晴君） 例月監査に出てないですよ。増減とか。これずっと見ますと今、私が言ったように増減取り崩したのであれば、三角の数字とか出納帳に出ます

よね。ちょっとそこ辺なんですけど。私たちはその報告書を、例月出納検査報告書ちゅうのを毎月じゃないんですがいただいでるんです。その中で今この300万円減ったという中身のあればこの検査報告書ももらいたいですよ。それが無いから増減の中に数字がどうしてないのかというのをお尋ねしてる。そら出るでしょ。増減というのは。積み重ねでこう毎月使った、使わないで数字が出てますよね。積み重ねですよ。ある時点で積み重なったらプラス、使ったら結局三角で数字が出るんじゃないんですか。その300万円取り崩したちゅうのを、この例月、毎月のこの報告書の中出ないんですか。その300万円取り崩したというのは。それ出ないんですか。この中にちょっとそこが私理解できないからお尋ねしてるんです。

○議長（小野光夫君） ちょっと暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

2番、稲留君。

○2番（稲留光晴君） 報告書を見ました。ちょっと私のもらってるはずが、ものが今ちょっと手元にないという状況で失礼いたしました。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第25号「大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第26号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第13、議案第26号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、鹿児島県乳幼児医療費助成条例が改正されたことに伴い、大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす制度が導入されることに伴う改正でございます。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口での自己負担の支払いをなくし、保護者の負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境の構築を目的として、平成30年10月から県内医療機関での診療分が現物支給されるものです。これに伴いまして今回大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては新旧対照表によりまして御説明いたしますので、3枚目、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正箇所につきましてはアンダーラインを引いておりますのでよろしくお願いいたします。今回改正の対象となります第2条は、定義についての規定でございますが、助成対象者が乳幼児となりますことから、第2項に乳幼児の定義を追加し、現行の第2項を第3項に以下を順次繰り下げるものでございます。また、改正案の第3項に「市町村住民税非課税世帯の乳幼児を除く」を加え、住民税非課税世帯の未就学児については子ども医療費助成を優先し、住民税非課税世帯の未就学児以外はそ

それぞれの制度で継続するものでございます。また、第7項に市町村民税非課税世帯の定義を新たに追加し、次のページをお願いいたします。第4条の助成では、助成対象者の一部負担金について診療機関等に助成金を支給することができる旨の規定を追加し、第7条の助成金の支給申請ですが、第2項に保健医療機関等からの情報提供について社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を追加するものでございます。第8条助成金の支給について、第2項に長が受給者に代わり保健医療機関等に助成金を支払うことができる規定の追加と、第3項は前項の支払いにより助成金の支払い済みの規定したものでございます。

議案の2枚目にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 8番（上原正一君） 2条の第3項のアンダーラインの部分、市町村非課税世帯の乳幼児を除くとありますけれども、この対象者である子どもはどれくらいいらっしゃるんですか。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長に答弁させます。
- 保健福祉課長（中村富士夫君） 対象者につきましては、従来の子ども医療費助成につきましては、非課税世帯につきましては17世帯で24名。それからあとひとり親と受診の関係がありますので、それを合わせますと計39名で32世帯が現在把握してる数字でございます。

以上でございます。

- 議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第26号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第27号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第14、議案第27号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴いまして町税条例の一部を改正するものであります。改正する内容といたしましては、国の生産性向上特別措置法の制定に伴い、中小企業の実業性向上に特化した固定資産税の減税措置が主なものであります。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、御説明いたします。

先ほど専決処分で承認をいただいた大崎町町税条例の一部改正でございますが、地方税法の一部改正と生産性向上特別措置法の制定に伴い、新たに大崎町町税条例の条文を整備するものでございます。新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

大崎町町税条例の附則の部分になります。第8条の2は、地域決定型地方税制特例措置いわゆる我が町特例の固定資産税等の軽減について条例で定める割合を規定しているものでございます。新たに改正いたしますのは、地方税法附則第15条第47項の規定で、生産性向上特別措置法により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を軽減することは可能とされているところでございます。軽減額は該当する機械装置等に係る固定資産税の課税標準額の2分の1からゼロまで軽減することが可能であることから、本町の町税条例で定める割合はゼロとするものでございます。先ほど専決処分で承認を

いただいた附則第8条の2であります。現行の同条第20項の次に、ただいま説明いたしました新たな条項を同条第21項として加え、現行の第21項は1項繰り下げ、同条第22項とするものであります。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わります。条例案を御覧ください。

附則になります。施行期日になりますが、この条例は生産性向上特別措置法の施行の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） はい、ちょっとこれお伺いしますが、関連がございますのでお伺いします。今、減免の固定資産税の減免ということで条例改正が出てるわけですが、これについては特別措置法の中の導入促進計画というのが制定されないとこれはどうなのかなということでございますが町長にお伺いいたします。導入政策、導入促進基本計画を町で策定される可能性があるのかどうか、陳情もしておりますが、いかが取り扱うのか、それがないと減免ということにはならないと思っておりますがいかがですか。それとの整合性。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、そのように対応すべく現在協議をしているところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 27 号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 28 号 野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について

○議長（小野光夫君） 日程第 15、議案第 28 号「野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第 28 号は、野方小学校の校舎等大規模改造工事の請負契約に関するものでございます。野方小学校の本校舎は、昭和 42 年から 43 年にかけて建設され、築 50 年を経過しており老朽化が著しい状態となっております。児童が安心して学び快適な学校生活が送れるよう、環境の整備を図るために大規模改造工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

5 月 9 日に指名委員会を開催し、今回の大規模改造工事につきましては、分離発注を行うことといたしました。まず、建築一式工事がメインとなる校舎等の大規模改造工事と電気設備工事及び機械設備工事に分けまして、大規模改造工事は町内及び志布志市内の鹿児島県建設工事入札参加資格者格付による建築 A を有する 5 社を、電気設備工事は町内の工事实績のある電気設備業者格付電気 A 級の業者 5 社を、そして機械設備工事は町内の工事实績のある給排水設備業者 3 社及び志布志市、鹿屋市管内で、鹿児島県建設工事入札参加資格者格付による管 A を有する各 1 社を選定しております。その後、5 月 24 日に入札を執行し、入札の結果、校舎等

の大規模改造工事は株式会社有馬工務店が、電気設備工事は山基工業が、そして機械設備工事は三州管工業株式会社が落札いたしました。また、株式会社有馬工務店に対しましては、この工事は地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を経たのち、本契約を締結する旨の説明を行い、同日仮契約を締結したところでございます。それでは、議案書に沿って御説明いたします。

1の契約の目的は、野方小学校校舎等大規模改造工事でございます。2の契約の内容は、大規模改造工事校舎鉄筋コンクリート造2階建て1,916平方メートル。便所棟、鉄筋コンクリート造り平屋建て32平方メートル。28平方メートル。仮設校舎及び渡り廊下の建設解体軽量鉄骨ブレース構造平屋建てでございます。3の契約の金額は3億834万円でございます。4の契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この契約の相手方は大崎町菱田2543番地2、株式会社有馬工務店、代表取締役、脇田康弘でございます。

なお、仮契約書の中において、工期は平成31年3月4日までとしております。また2枚目以降に参考資料として入札執行調書、配置図、平面図、立面図等を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○6番（吉原信雄君） 今、大規模改造を説明聞いたんですけども、この大規模改造の中にですよ、電気工事の中で山基工業さんて初耳なんですけども、どういう会社でしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大崎町内で電気事業を営んでおられまして、持留の永吉集落にその会社はございます。山に基本の基と書いて山基工業という会社で、仕事をずっとやってきておられるという実績のある会社でございます。お名前は、山王幸雄さんでございます。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

○8番（上原正一君） 大丸の校舎改修のときもそうでしたんですが、やっぱ疑問を持ちながら予算を通していったんですけども、また今回こうして出てきて古い校舎を改修をする。50年経ったから改修する。わかります。ただ、この校舎の大きさを考えたときには児童数がまだ現在の3倍から4倍ぐらいの子どもたちがいたときの校舎の面積だろうと思うわけですね。それが現在その3分の1、4分の1に減ってきたのに、同じ広さをその改修をお金をかけて改修をする。ちょっと変じゃないのかなという疑問。それから50年経ったから改修をする、じゃあこれからあと何年持つのっていったときに、その減価償却等考えたときに新しい校舎を小さな新し

い校舎を建てるというような発想はされなかったのかなて思っておるんですが、答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 児童数が少なくなっているのですが、校舎を今の校舎を全部改修することが必要なのかという御質問でございました。過去にもこういったことの質問とかいただいておりますので、そういった面については担当課長の答弁とさせていただきますが、今回の案件は教育委員会の案件であり、また契約であります総務課のほうで契約を担当しております総務課のほうで説明したんですが、また建設課長との答弁と併せてさせていただきたいというふうに思っております。

それから、あと何年持つかということですが、非常に耐震診断とか耐震補強とかそういったことが現在どうしてもやらなければならないことでありまして、耐震診断をずっと続けてまいりまして、今回が野方小学校ということで実施設計をやって大規模改修を行うということでございますので、新しくつくるという面につきましては、現在のところそこまでは財政の面で対応が難しいと考えておりましたが、耐震診断をやって、耐震補強をやってそのことによって安全性を保ちたいと思っております。

あと何年持つかと言われるとそこのところはちょっと判断がかなり耐震補強をやりますので、かなりの年数持つてほしいと思っておりますけど、そこらにはあの担当課長との答弁とさせていただきたいと思っております。教室等のその必要性については教育委員会答弁できますか。

以前の質問等において、上原議員がおっしゃるようなこと疑問に思ったりもしたんですけども、やはり小学校の校舎等においてはそれぞれが普通教室棟と、それから特別教室棟とそれぞれが目的があって、人数が少なくてもそれなりにそれぞれ使用するというようになっておりますので、それを基づいて改修するということになります。そういうふうに御理解いただければと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

○8番（上原正一君） 今、町長が答弁されましたけれども、そのわかるんですよ。特別教室とか昔はなかった教室が、この頃そのパソコン教室があったりとかいうのはわかるんです。だけど、3倍か4倍のその児童数がおったのに同じ広さを使っていくというのは、無駄な一部分は壊してもいいんじゃないの、もうちょっと狭くコンパクトにできないのっていう気がずっとしてて質問をするわけですが、そのへんもどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しまして、教育長の答弁とさせていただきます。

○教育長（藤井光興君） 野方小学校さん、現在児童数72名だったと思っておりますけど

も、確かにおっしゃるとおり児童数は減っておりますが、たぶんその具体的にですね、教室の数を小さくするかそのあたりについてはですね、文科省の何か規定があったと思うんですよね。そのあたりから来ているんじゃないのかなと思っておりますけど、ちょっと調べておりません、そこまでは。今、突然の質問だったものですから。ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれによって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第28号「野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「野方小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

日程第16 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

日程第17 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（小野光夫君） 日程第16、陳情第1号「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について」及び、日程第17、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますので報告をいたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日は、これをもって散会いたします。

どうも御苦労さまです。

-----○-----

散会 午前11時32分

第 2 号

6 月 1 5 日 (金)

平成30年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月15日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番，5番）
日程第 2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 児 玉 孝 徳	7番 中 山 美 幸
2番 稲 留 光 晴	8番 上 原 正 一
3番 諸 木 悦 朗	9番 中 倉 毅
4番 宮 本 昭 一	10番 長 重 充 輝
5番 中 倉 広 文	11番 神 崎 文 男
6番 吉 原 信 雄	12番 小 野 光 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	川 畑 定 浩
副 町 長	千 歳 史 郎	耕地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建設 課 長	時 見 和 久
会計管理者	東 正 隆	農委事務局長	大 地 敏 郎
総 務 課 長	中 倉 幸 二	水道 課 長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	川 添 俊 一 郎
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	中 村 富 士 夫	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、宮本昭一君、及び5番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（小野光夫君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。1番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○1番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました子どもにやさしい町づくりについて質問いたします。

近年、日本では、少子高齢化が進み、今後の人口減少対策が深刻な問題となっています。そのような中、本町でも様々な移住・定住策が講じられていますが、若い移住者が求めるものの1つに、子育てのしやすさがあります。子育てしやすいまち、すなわち子どもにやさしい町づくりが求められています。

最近、毎日のように報道されている日大アメフト部の危険タックル問題や新潟の小二女児殺害事件、目黒の5歳女児虐待死、さらには神戸中の自殺問題では友人への聞き取りメモについて市教育委員会指導主事による隠ぺい指示があったなど、このように子どもたちが巻き込まれる事件や事故、そしていじめ問題、虐待などが頻繁に起きています。

子どもにやさしい町とは、ユニセフで提案され、国連子どもの権利条約で規定されている権利が子どもに保証されているまちのことでもあります。子どもの権利とは大きく分けて4つあります。まず、生きる権利、次に育つ権利、参加する権利、そして守られる権利です。

そこで、守られる権利について、子どもが生活していく上で事件や事故などに巻き込まれないように、本町の安全面での環境整備について、どのようなものがあるかを1回目の質問といたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

御指摘のとおり、昨今の報道によりますと、全国では子どもたちが痛ましい事故

や事件に巻き込まれる事案が相次いで発生しています。子どもたちにとって安全・安心な環境で学校に通えるよう環境整備を推進することは、大崎町教育委員会としても重要な課題であるととらえております。

具体的な取組としましては、学校での安全指導、地域と連携した安全指導と環境整備があります。まず、学校での安全指導ですが、普段はなるべく1人で登下校しないことや、それぞれ決められた通学路を歩くように指導しております。また、不審者対応訓練を行いながら、ご存じのとおり、以下の写しですが、「行かない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせる」を心がけるよう指導しております。さらに、町内や校区内で不審者による声かえ事案が発生したり、大雨や台風の風水害が予想されたりするときには、町教育委員会から町内全学校へ緊急ファックスを送信し、すべての児童・生徒に指導する体制を整えております。

次に、地域と連携した安全指導であります。ここでは、登下校時における見守り活動や通学路点検、児童・生徒への安全指導が上げられます。下校時における見守り活動ですが、日常的にはスクールガードによるパトロール活動を行っていただいております。スクールガードは、スクールガードリーダーをはじめ、町内独自の9名の防犯ボランティアの方々が活動に携わっていただいております。学期始めには、各学校の学校職員やPTA会員による立哨指導も行われているところです。また、志布志警察署では、町内の6小学校区に43カ所の「こども110番の家」を設置し、委嘱しているところです。

通学路点検についてですが、各学校においては校区内の安全マップを作成し、毎年見直しが行われ、6月末に開催されます町生活指導研究協議会において情報交換が行われます。特に大崎中学校では、毎年7月に志布志警察署、町教育委員会、学校職員、PTAが、学校周辺の通学路について合同点検を行い、危険箇所がないか点検し、結果を受けて危険箇所の補修に行ったり、パトロールの重点箇所について検討したりしております。

これらの取組のほかにも、町内の学校や地域住民から通学路の危険性の指摘を受けた場合には、随時関係機関と連携を図り、対応に当たることになっているところです。

以上です。

- 1番（児玉孝徳君） 子どもは、自分で自分の身を守れないことがあります。事件や事故などをどのように防ぐかは難しい面もありますが、本町の宝である子どもたち、安心して暮らせる安全な町になるよう、整備することが行政の役割だと思います。

今ございました、「こども110番の家」ですね、何人かにちょっと聞いたんで

すけど、「委嘱されたけど、その後、なんもないよ」ということで、それはどうか
なと思ってちょっと質問するところですけど。やはり、110番の家に委嘱されたん
でしたら、このような事案がありますとか、連絡も毎回取ってもらうとか、このよ
うなときはこう対応してくださいということが必要じゃないかなと思いますが、ど
うでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 「こども110番の家」の家につきましては、町の教育委員
会じゃなくて志布志警察署が委嘱しているんですね。志布志警察署さんがそれぞ
れの110番の家さんと連携はとっていると思いますが、教育委員会からは別に連絡
をしておりません。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 志布志警察署の担当だと、管轄だということなんですけど、情
報提供とかはやはりされたほうがいいんじゃないかなと思っております。このよ
うな不審者情報とかそういうことをやることによって、やはり委嘱された110番の
家の方も、気をつけて登下校のときは見守りをしてくださるんじゃないかなと思
いますので、その辺のところをやってください。

子どもを持つ親はいつも心配なんです。私も子どもがいますけど、学校に出し
て、家に帰ってくるまで、本当に心配です。このことは優先的に整備していただく
ことを要望いたします。

では、育つ権利について、つまり、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長で
きるよう、医療や生活の支援を受ける権利についてお尋ねいたします。

本町は医療費や給食費の助成など様々な支援がありますが、スポーツや学習面で
能力を伸ばす支援はどのようなものがあるのか、また、その効果はどうか、お聞か
せください。

○教育長（藤井光興君） 御質問いただきましたスポーツ面や学習面の能力の伸ばすた
めの支援について説明いたします。

まず、スポーツ面を伸ばす支援についてですが、気力、体力や体を動かす習慣を
身につけながら、子どもたちが運動好きになり、生涯にわたってスポーツに親しむ
態度を育成する必要があります。具体的な取組としましては、町内各学校から1キ
ロメートルから通学路をウォーキングゾーンと設定し、ウォーキングゾーン内は歩
いて登校するよう呼びかけております。また、県教育委員会が推奨している運動種
目「チャレンジかごしま」に町内全学校が取り組んでおります。具体的には、長縄
跳びや馬跳び、反復横跳び等に取り組んでいるところです。昨年度は町内すべての
学校が県へのランキング申請を行い、種目別順位では、大丸小学校の1年生と3年
生が学年別の馬跳び種目で、中沖小学校4年生が学年別の縄跳び種目で、野方小学

校の3年生が学年別の反復横跳び種目で、10位以内の成績を収めたところです。さらには部活動やスポーツ少年団の指導者についても、地域指導者による教育向上のための支援をいただいております。

次に、学習面に関する支援ですが、小学校では平成32年度から全面実施される次期学習指導要領の先駆けとして、現在、町内の各小学校では3・4年生が外国語科活動、そして5・6年生が外国語科の授業も進めております。ここでは、子どもたちが英語を楽しみながら充実して学べるように、町教育委員会としては1名のALTと2名の学習支援員を採用しております。ALTの1名は主に大崎中学校、学習支援員の2名は主に小学校の外国語活動の時間に学習支援に当たってもらっています。また、一人一人に応じたきめ細やかな学習指導を行うために、大崎小学校と大崎中学校には指導改善加配教員を各2名ずつ配置し、児童・生徒の学習指導に当たっております。そして、支援が必要な児童・生徒に対しては、特別支援教育支援員を町内合わせて10名配置し、一人一人のニーズに応じた支援を行っております。さらに夏休みには、中学校3年生の希望者を対象に学力アップセミナーを開講しています。ここでは、大崎町で講師を募集し、学習支援を行っているところです。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 学力・スポーツ面での支援策を幾つか答えていただきました。

私は3年前にですね学力について質問して、学力のテストの結果を聞きました。そのときは、小学校は県平均を上回っているということで、ですが中学校は下回っているということでした。教育長の答弁では、中学生も徐々によくなってきている、今後よくなるだろうということで答弁をいただいたんですけど、しかしですね、この前の学力テストの結果を見ますと、県平均よりよかったそのときの6年生がですね、3年後の今は中学3年生になっているわけなんですけど、今、中学生は県平均を下回っていますよね。前は県平均よりよかった6年生が、3年後の3年生になったら、県平均を上回っているのが当たり前のことじゃないかと思うんですけど、どうして下回っているのか、指導に何か問題があるのかというところをお答えください。

○教育長（藤井光興君） 質問にありました全国学力学習状況の結果につきましては、広報おおさきで知らせたとおりであります。

まず、実施科目の正答率の合計について、県と比較しますと、平成29年度は県平均を100としたときに本町の小学校6年生は100.4でした。ということは、県平均を上回っているわけです。中学校3年生が95.2となりました、平均を下回っているわけでありまして。小学生が県平均を上回り、中学生が下回る結果と

なっております。残念ながら大隅地区は管内の平均点が県の平均を下回っております、そういう状況であります。そのあたりを知っておいてもらえればと思います。

なお、今年度の中学3年生について、小学校6年生時点からの追跡してみますと、6年生時点では県との比が107.0でした。平成29年度は95.2であることから、10ポイント以上の落ち込みが見られます。この原因は何かということですよ。この落ち込みにつきましては、全国、また鹿児島県も同じ傾向となっております。それは、自分の学習も考えてもらえればわかるんですけど、その要因としては、中学校で学ぶ内容が、小学生と比べて深く広くなる、難しくなる内容ということが上げられるのかなど。これは大崎町の状況じゃなくて、県も全国も同じ状況です。

また、大崎町における平成25年からの学力を比較しますと、大崎中学の学力は年々上昇傾向にあります。このため、児童・生徒の学力向上については、今後も重点事項として取組を充実させる必要があると思っております。町教育委員会としては、これまで取り組んできた小学校と中学校が連携した学習指導の改善や、家庭学習の習慣化に向けた取組を充実させたいと考えております。どちらかということ、まだ家庭学習が足りないというのが大崎町の実態です。きょうは、また午後から、菱田小学校のほうで小中連携の会合に出ますが、100人ぐらいの先生方が集まって、お互いに授業等について研究をする予定になっております。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） ただいま、中学校では深く広くなって学習面が、県とか全国的に落ちているという答弁だったと思うんですけど、平均が県を上回っていたのが下回るということは、どこの学校も同じ勉強をしているわけですから、優秀な子どもたちが3年後は落ちるといえることは、やはり何か問題があるんじゃないかなと思うんですけど。中学校は、簡単に言えば難しくなったから平均を下回ったというのは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、その辺をちょっとお答えください。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

今の質問は難しいところですが、実際、先生方については近くの学校で学習指導を見てもらったらわかるんですけど、とても一生懸命です。それからもう1つは、小学校の場合はご存じのとおり6小学校で、多い学校で大崎小です、1学級20人ぐらい。中学校は、おわかりのとおり1学級30何名入っている状況もあります。そのあたりも状況があるでしょうし、中学校の先生方は一生懸命指導しているのは間違いありません。いろんな状況は考えられますけど、その状況等から、先

ほど言いましたとおり、学習内容の問題とか発達段階の問題とか環境問題とかということ等がやっぱり影響しているのかなと思っております。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） なかなか難しい問題だと思うんですけど。小学校で優秀だったんですから、やはり学習面での支援とか、家庭でしっかり自分で自学自習ができるような環境を整えてもらって、指導をしっかりやってほしいと思います。

結局ですね社会に出たとき、子どもたちは他人との競争なんですよ。だから、本町の子どもがですね県平均を下回っていたら、社会に出たときにやはり同等にならない、落ちた成績ということになりますので、その辺はしっかり指導してくださいますように要望しておきます。

では、次に、参加する権利についてお尋ねいたします。

子どもが主体的に社会に参加できるよう家庭、コミュニティ、社会生活に参加し、町についての決定に影響を及ぼせる、そして自分たちが望むまちの在り方について意見を表明できる、そのような場をつくれませんかお尋ねいたします。

大崎町が、子どもが将来住みたいまち、大学を卒業したら帰りたいまちになるためには、子どもたちが望むまちにならなければならないと思います。そのためには、子どもたちが主体的に社会に参加できる機会がないといけないと思います。

主体的にとは、目的を明確にして、その目的を果たすために自分から考え、行動することです。そこで、例えば、できる、できないは別として、子どもたち一人一人から、大崎町にこんなのがあったらいいものや、やってほしいことなどを出してもらうとか、子ども会議の場を設けるなどでしょうか。たたき台とか方向性を示してやらないと、子どもたちだけではなかなか意見も出ないかもしれませんので、例えばですね、きょう、議会があります、小学校のクラスで議会傍聴などをしていただいて、そのあと学校に帰り、自分の意見を述べあうディスカッションやディベートなどを行い、子どもたちの意見を取りまとめて、代表の子どもたちですと集まって子ども会議を開き、町長に要望する。そのようなことができないか、お尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

まず、質問にお答えする前に、まず本町の子どもたちの意識調査の結果がありますので、ちょっとそれについてお伝えしたいと思います。

平成29年度に実施されました全国学力学習調査結果によりますと、大崎の子どもたちは、今住んでいる地域の行事に参加している、それから、地域や社会で起きている問題や出来事に関心がある、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある、地域社会などでボランティア活動に参加したことがある、人の役

に立つ人間になりたい、といった設問が、「そう思う」、または「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が、県平均や全国平均よりも高い傾向にありまして、子どもたちが地域社会に参画する意識は比較的高いということなのかなと思っております。これは、かねてから町内の各地域の公民分館の活動とか子ども会による活動の取組とか、その他いろんな状況があると思いますが、そのあたりが影響しているのかなと思っております。

町教育委員会としましては、子どもたちの思いを地域社会に伝える場づくりについては充実させたいと考えております。これまで各機関と連携をとって、作文コンクール等を活用し、人権や福祉に関する子どもたちの意見も発信しております。また昨年度は、大崎町で開催されました防災サミットでは、津波から命を守るための提言を町内の小・中学生が行いました。また、各学校の日常的な取組としましては、新聞投稿、南日本新聞ですけれども、投稿でも、子どもたちは地域への思いを表現しております。これらの取組により、子どもたちの意見を表明する場はありますが、今後は地域の参画意識を高めるために、より実効性のある取組を推進すべきであるととらえております。そのために、町教育委員会では各学校と連携を図り、子どもたちが発達段階に応じた表現力を身につけ、地域社会と双方向的な交流ができる仕組みづくりを整えていきたいと、必要を感じております。

ここで、これから重要な役割を担ってくるのがコミュニティスクールです。今回、小学校も全部指定していましたが、コミュニティスクールが先行実施されております大崎中学校では、学校運営協議会の委員と生徒会が意見交換を実施いたしました。大崎中学校がより良くなるための方策等について話し合いが行われたということでもあります。ほかにも子どもたちが主体的に社会参画している例としましては、中沖校区の子ども会活動や大崎中学校のボランティア部、吹奏楽部の活動があるかと思えます。中沖校区の子ども会では、子どもたちが主体となって校区夏祭りの運営に関わっておりまして、今年で8年目となります。また、大崎中学校ボランティア部や吹奏楽部は町内の様々なイベントに参加しており、積極的な地域貢献活動を続けております。

このような状況のもとで、地域住民が子どもたちの意見に耳を傾けながら、学校や地域の実情に応じた取組を実現させていくことが、子どもたちの参加する権利を保障する一助になるかと考えております。

以上です。

- 1番（児玉孝徳君） ただいま、幾つか上げてもらいましたが、コミュニティスクールですね、これは非常に素晴らしいことで、大崎町の先進的な取組をされているんです。地域住民が学校運営にですね参画するということで、地域と子どもたち、一

緒になって子育てしていくということですね、有意義なことだと思います。子どもに目を向けるということで、安全面からも重要なことで、本当にいいことだと思っております。

先ほど言いましたですね主体的に目的を明確にして、自分から考え、行動するという事なんですけど、なぜこのようなことを言ったかといいますと、子どもたちがですね提案したことを町が実行してくれたら、本当に子どもたちは大崎町のことを好きになると思って、将来ですね高校を卒業したり、大学を卒業したりして、この町に残ってくれる。ちょっと仕事に就いたとしても、将来的にはここに帰ってくるということが大いにあると思うんです。そこでですね子どもたち一人一人から、難しいことじゃなくて、大崎町に何かほしいものはないかというようなことで意見を聞いて、例えば、子どものことですからディズニーランドをつくってほしいと水族館をつくってほしいとか、例えば野球場をつくってほしい、イオンがあつたらいいとか、そういった意見が出ると思うんですけど、なるべくそれにですね、できないかもしれないですけど、それに添うような形で、例えば水族館がほしいといつたら、水族館の無料の券を1年に1回ぐらい配布するとか、何かそういった形でですねやっていけたら、ああ、大崎町はこんなこともやるんだ、すばらしいまちだなと実感すると思うからですね、そこでお尋ねしたところです。どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 済みません、どちらが答弁するか見合わせていたところですが。子どもが主体的に行動するための提案ということで、テーマは非常に大変ありがたい御意見だなと思っております。

私が考えている中で、先ほど教育長の中でも、中沖小学校の子どもたちの例とか出てまいりましたけれども、今、先ほど議員さんの質問の中でも、少子化という問題が出てまいりました。そういった中で、各集落における子どもの数が相当減ってきております。この町地区においては相当増えてきている実態と、農村集落においては減ってきているというのが実情であります。その中で、農村集落においては、昔からの盆踊りがあつたりとか、あるいは水神祭りがあつたりとか、いろんな伝統的な行事をやってきております。そしてまた、子ども会があつたりとか、子どもを中心にやってきていたというのが今までの集落の流れだったんですが、最近になって、集落で子ども会ができないという集落が続発しているだろうというふうに思います。

そうなってくると、子ども会が集落においての自主的な会とか子ども会とかそういったこともできなくなってできていないことと、やはり集落の盆踊り等のイベントとかなってくると、伝統的なことも集団でやるということも失われてくるわけがありますので、やはりそういった中で子どもが自分の郷土を誇りに思うような子育て

てという御質問だったんですが、やはり大人社会において発想を変えていくということがとても必要じゃないのかなと思っています。やはり各集落において子ども会活動がなくなったりとかしましたけれども、やはり子どもを集落の会の中にも招き入れたりしながら、子どもの存在を集落自体が知る、見るということ、やはりこれはまずしなければならない、大人の、集落の人たちの責務だろうと思っておりますので、そういった中から子どもたちに対する独自の行事とかそういったこともお手伝いしながら、やはり集落の中において子どもの存在感をみんなが知って、そして自分たちの集落のことを理解していくということは、大人への成長する過程の第一歩であろうというふうに思っておりますので、そういったことは非常に大切なことだと思います。

また、主体的に行動をしていくということですから、いろいろ教わったことを自分たちで計画、実行していくという、それを支援していくということですので、その例えの1つの中で、子どもの意見を大切にして、それを実施していったらということがございました。いろんなところで子ども議会というものもやっております。議会は議会の裁量で考えることですが、そういった中で子どもが地域に寄せる思いとか、あるいは理想とするまちとかそういったものの意見を述べる機会というのはいいことかもしれないなというふうに、お話を伺いながら思ったところです。

町の社会教育の中でも、校外指導連絡会とかいろいろやっておりますけれども、また私たちとしても、やはり教育長等とも相談をしながら、そういった子どもたちの思い、教育分野では多分いろんなことを調査して聞いておられるだろうと思しますので、一般行政を担っている私のほうでそこをまた、そういった子どもの声とかそういったものは、教育長のほうに届いているものは聞いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（藤井光興君）　子どもの主体性の問題が出ましたが、町長がおっしゃったとおり、先ほど言いました家庭の教育力と地域の教育力が遅れているんですよね。子どもたちに子ども会と一緒にやりなさいといっても、子どもたちだけでは人は来ませんよ。どうしても育成者が努力することは大事だと思うんです。育成者というのは大人です、大人がやっぱり関わって行って、子どもたちが育つまでは周りから援助してやって、そのところが足りないのかなと。今、町長がおっしゃったとおり、各子ども会はどんどん衰退しております。きょう、野方の方が来ていらっしゃるんですが、野方の角堂子ども会、ここは子どもたちの人数は少ないですよ、少ないけど、周りの大人がものすごく多いんですよ、いろんな状況等を見ましたら。

だから、結局、大人がやっていくと、子どもはだんだん育っていくのかなとおもいますが、そういうところが町内各地、県内でもですけども、だんだん衰退しているのかなと思っているところです。ですから、議員さんがおっしゃるとおり、子どもたちのいろんな意見等を吸い上げるためには、その育成の場を通しながら、だんだん上のほうに吸い上げていければいいなと思っているところです。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 今、子ども会のことが出ましたけど、確かに子ども会自体はもう衰退していて、うちの集落も子どもが1人、私の子が1人しかいないんですけど、そういった感じで、子ども会をやりたくてもできない。そういうところはなかなか難しいので、ほかの子ども会と一緒に活動をとというのも一部はやっています、うちも。でもですね、それはやはり大人がつくりあげたものを子どもがやるというような形になってしまっているんで、それじゃなくてですね、子どもたちが提案して、それをつくる形にする。その中で子どもが、これがほしい、こんなことをやってほしいといったのを、また町長のほうがですね、それに近い形で実行していただければ、子どもは本当にすごく喜んで、大崎町の東町長はすばらしい町長だ、6期目もまたお願いしますというふうになるんじゃないかなと思いますので、是非その辺は実行していただくように要望しておきます。

それでは、子どもの悩みや相談事、そして学校や先生方、さらには町や大人に対して要望や意見などいろんな場所で子どもからのメッセージを受け止める体制ができないか、お尋ねいたします。

と言いますのもですね、なかなか人に話せない悩みなどがあつた場合、友達や親などには話せなくても、知らない人、第三者の相談員なんかだったら話せることもあるかもしれません。特にいじめ問題で悩んでいる子どもは、先生とか学校の相談員には話せないかもしれません。先生に対しての相談だったら、なおさらだと思います。その辺で、そういったのができないかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

子どもたちのメッセージを受け止める体制づくりは、という御質問です。子どもたちが抱える悩みや問題をいち早く察して、その解決を図ることは非常に大切なことだと思っております。

まず、子どもたちの悩みごとや相談ごとにおける対応について説明いたします。学校内の対応として、各学校で教育相談や、「学校楽シート」によるアンケート、相談ポスト等を設置するなどして子どもたちのメッセージを受け止める体制を整えております。学校外においては、町教育委員会に教育相談員や大隅くらし・しごとサポートセンターが主催する大崎町学習支援教室での教育相談があります。ここで

子どもたちから発せられたメッセージは、町教育委員会と協議をしながら対応を図っているところです。また、県総合教育センターでは、24時間相談可能な電話相談も受け付けております。

次に、子どもたちの要望や意見の受け止め方についてお答えいたします。学校内では子どもたちの学級や学校に対する意見が学級で集約され、議題として児童会、生徒会で行う代表委員会等で話し合われております。この活動を通して、子どもたちは学校への参画意識を高めていきます。地域との関わりにつきましては、先ほど述べたとおりです。

以上です。

- 1番（児玉孝徳君） 児童会で取り上げてですね悩みを集約するという、そういうのもあると思うんですけど、それじゃなくて、個人的に誰かにいじめられているとか、この先生が嫌いとか、この先生に何かちょっとそういった、いじめじゃないんですけど、気に入らないことがあるとか、そういったのも受け止めてくれる相談員のようなのができないかということで、今お尋ねしているところです。

学校にスクールワーカーですかね、いると思うんですけど、学校じゃなくて地域の方でとか、全く知らない人とか、電話相談なんかはいいと思うんですけど、そんな形で、自分が相談したことがわからないような体制づくりでやっていければ、子どもは相談しやすいのかなということでの質問です。お願いします。

- 教育長（藤井光興君） 各学校では、子どもたちが相談したこと、あるいは相談ポスト等に入ってきた内容等については、もう担当者だけで、絶対に広げません。これについて、皆さんに知らさなければいけないことだけについては知らせますけど、秘密は十分守るということで、これは徹底しているところです。そういう意味では問題はないかと思っています。

いろんないじめ等の問題がありましても、先生方の問題につきましても、教育委員会にも来られる方はいらっしゃいますし、その場合はうちで対応しておりますけど、各学校でもそういう対応をしておりますので、今のところ問題なくいっているのかなと思っているところです。

以上です。

- 1番（児玉孝徳君） 多分ですね、どこの教育委員会もそうだと思うんですけど、うちの教育委員会は問題はないと全国の教育委員会の方々が思っていると思うんですけど。だから、私が言いたいのは、本当に秘密は絶対に守る、その担当しか知らないということはおっしゃるんですけど、それでもなかなか通常接している人には相談できないこともあると思います。

普段、学校にいらっしゃらない教育委員会の先生方だったら、また相談しやすい

のかなとは思いますが。その辺をですね生徒たちにもちょっと理解してもらって、先生に相談できないときには教育委員会のこの人へというようなのを知らせて、今後いっていただければと思います。

子どもの悩みをですね真摯に受け止めて、相談できる人がいる、これがとても大事なことだと思いますので、子どもが悩んで不幸なことが起きないように、自殺問題とか全国でいろいろ起きております、十分検討されるように要望しておきます。

では、部活の指導に対するの質問をいたします。

日大のアメフト部の危険タックル問題が連日報道されていますが、これは相手のクォーターバックを潰してこいと指導したことが問題になっています。加害者の選手は監督やコーチの命令には逆らえないという、勝つための古い体育会系の体制があり、自分ではやりたくない反則もやらざるを得ないところが一番の問題であります。

本町ではこのようなことはないと思いますが、部活の中でこのように子どもが感じてしまう、そのような指導がなされていないか、お尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） 部活の指導に対する御質問でございますけれども、大崎中学校の場合をお答えします。

毎年度、部活動指針を定めておりまして、教職員はもとより、保護者に対しても指針の説明、配布を行っているところでございます。

その内容につきましては、部活動の意義、指導方針、顧問指導者の姿勢、保護者の姿勢などを定めているものでございますが、この中の幾つかをあげさせていただきますと、配慮事項として、生徒の自主性を尊重するとともに、指導者が適切な指導を行うようにする。顧問指導者の姿勢としましては、勝利至上主義に陥ることなく、多くの生徒に活動の機会を与え、教育的配慮のもとに指導すること。保護者の姿勢としては、学校の方針を理解し、保護者全員が協力する体制をつくること。また、活動の時間等につきましても、休養日は平日週一日、土日のうち、どちらか一日、合わせて原則週二日を設定すると定めております。このように定めた指針のもとに部活動を行っているところから、お尋ねのあったような問題はないと考えております。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 週一日、二日、休養日設けているということですけど、それは実行されているんですか。

○教育長（藤井光興君） 週二日の休みということは、前問題が出ましたね。これは県教育委員会からも指導があって、この4月からは中学校のほうも週二回休みにしています。

ただし、部によっては土日のいずれかと、平日も、今日は水曜日休んだりとか、一方の部は木曜日に休んだりとか、部の中では対応が違いますが、必ず週二日は休むようにということで指導もございますので、そういう対応をしていると思います。

○1番（児玉孝徳君） 本町の中学校ではそのようなことはないということで理解しておきます。

中学校ではなくてもですね高校や大学に進学したときに、そのような指導が起きるかもしれません。特に学費が免除になる、いわゆるスポーツ特待の場合は、特に監督やコーチに逆らえば免除がなくなる、子どもはそう思ってですね行きすぎた指導を受け入れる場合があるかもしれません、今度の日大の問題もこれだったと思うんですけど。そこで、高校への進路についての助言は、こういった部活特待の指導に対して、ちゃんとそういったところまで調べた上で進路の助言を行っているのかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） 高校、大学での部活の指導ということについてはちょっと難しいところですけど、進路指導については中学校においては、スポーツの推薦、スポーツ枠に限らず生徒の希望や興味、関心、適正等を保護者と生徒が十分把握した上で、保護者と生徒がみずから選択を行うものと考えております。

このため学校側は、生徒と保護者が適切に選択できるように、三者面談を通して正しい情報提供を行いながら指導していくということでもあります。

以上です。

○1番（児玉孝徳君） 子どもはですねその部活が強いからとかですね、部活やったら、例えばバレーだったら、ここの高校、野球だったら、ここの高校といった感じで選んでしまうと思うんですよ。だから、その部活の実態とかですねいろんなことをやはり教育委員会のほうで、この辺はちょっと問題があるんじゃないかなということがあったら、その辺も調査してですね助言していただくということが大事になると思います。子どもの将来にとっては高校の選択というのは大事なことですから、その辺もよろしくお願いします。

子どもの不利益になってはならないと思います。希望を持って高校に進んだけど、なかなかその部活についていけなくて高校を辞めてしまうということもあります。そういったところの助言を是非よろしくお願いします。

子どもの権利条約ではですね、自分たちの望むまちの在り方について意見を表明できるとあります。子どもが主体性を持って自分の意見を言える教育に取り組まないと、日大アメフト部のような問題がまた起こるかもしれません。今後、いじめ問題や虐待、行きすぎた指導などに対して、しっかり自分の意見を言える人間に育て

るように強く要望しておきます。

最後に、大崎町が子どもにやさしい町として認識され、移住者が増え、子どもが大崎町に住みたいと思い、将来は帰ってくる、そのようなまちづくりを要望して、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、4番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○4番（宮本昭一君） 私は、さきに通告しておきました人口減少対策についてと、大崎町奨学金及びリサイクル奨学金制度の創設について、及び児童虐待についての3件について質問をいたしたいと思えます。

初めに、1件目の人口減少対策について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が先日発表した2045年の市町村別将来推計人口によると、鹿児島県内43市町村で15年に比べて人口が減り、南大隅町の66.8%減をはじめ、7市町村は半分以下になる、3割近い12市町村で65歳以上の割合、高齢化率が50%を超え、人口の半数以上が高齢者という社会がやってくる」と発表いたしております。我が大崎町も、人口減少率は48.1%で、高齢化率で45.8%となっておったようでございます。

こうした人口減少のペースが加速しており、このような人口減少の影響は、労働力不足となり、深刻な問題であります。若者は減り、おのずと集落の維持も困難になってくる状況であります。

そこで、まず身近な問題として、1点目の子育て定住支援など総合的な人口対策の更なる強化が必要と思うがどうか、について町長の御所見をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで、本町としましては平成27年度に策定いたしました大崎町総合戦略に基づき、定住人口増加対策や子育て世帯支援等の様々な施策に取り組んでまいりました。これらの施策を通して、人口ビジョンに掲げる人口目標を達成することを目指しており、宮本議員の御質問にございますように人口対策については総合的な取組の強化が必要ととらえております。

人口対策を示した総合戦略も、5年間の計画期間の中間地点を過ぎ、効果検証を行う中で、これまで取り組んできました施策の成果や課題があらわれつつありますが、成果があらわれている施策については、継続や、更なる拡大を図りますとともに、課題については原因の把握に努め、解決に向けた新たな施策の検討を行うなど、効果的な人口対策に着手する必要があると考えております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長の所見では、大崎町の総合戦略に基づいた人口ビ

ジョンですか、これに掲げた目標を目指すというような答弁と、それから人口対策についての総合的な取組ですかね、それともう1つが課題について、原因の解明ですか、そういうことに着手する必要があるというような答弁でございました。

それではですね町長、具体的にはこのことについて、町長はどのような考えを持っていらっしゃるのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 人口政策が一番大切で重要であるということは、もう間違いないところでございますが、国勢調査等の結果を見ますと、本町においてどの年代層が一番少ないかとなっていてまいりますと、15歳から29歳までの年齢層の人口流出が人口減少の大きな要因と考えられておりますことから、就職とか、あるいは進学に伴う人口流出を抑えながら、また町外からいかに呼び込むかということが課題になっているところであります。

この課題解決については長期的な取組となりますが、次代を担う町内の小・中学生に対し、本町の事業所を就職先として考えていただくため、本町の事業所の魅力を理解していただくために必要な情報発信を行うとともに、地元就職につながるためのキャリア教育を推進する必要があると考えております。

加えて、他市町に居住しながら本町の事業所に勤める若者に対して、家賃補助制度の活用による移住の働きかけを行うことも大切でありまして、独り住まいをきっかけに他市町の賃貸住宅に町内の若者が転出することを防ぐため、必要であれば家賃補助制度の見直しを行うことも検討する必要があるのかなというふうに思っております。

これらの施策に先立ち、学校卒業後の地元定着を後押しするための制度であるリサイクル奨学金について、現在制度設計を行っておりますが、これらの複合的な取組により、若者の地元定着の推進が期待できるのではないかと考えており、今後も施策の効果検証を行いながら、新たな制度の設計や見直しを行うこととしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） 今、具体的なことを町長が答弁なされたわけでございますが、やはり、これについてはいろんな形を総合的にやっていくんだというように、私は受け止めたところでございます。この問題についてはですね、やはり大事なことでありますので、よく御検討のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、ただいまのですね答弁の中でですね、今後も施策の検証を行うということがございましたですね。やっぱり新たな制度の設計、あるいは見直しといたしまししょうか、こういうことであります。本町が取り組んでいる子どもの支援策については、大崎町のですね暮らしの便利手帖ですか、私もこれ貰いましたけれども、

これは本当に詳しく、よくまとめてあります。この冊子はですね、たしか全家庭に配られたのかなと思っていますが、非常によくまとめてあります。

そのようなことでですね、子育て事業については、やはり子育て支援住宅、なのはなタウンなど、町長はいろいろと取り組まれておられるわけでございます。このことについては評価をいたしております。なぜか人間はですね他のところと比較しがちでありまして、少しでも子育ての定住に、少しでもよいところに住もうということで、子ども・子育て定住に少なからず影響が出てくることも予想されますので、他の市町村に引けを取らないように施策を常に考えておいていただきたいとこのように思います。

それから、以前、人口増を図るために定住促進対策として質問した経緯がありますが、隣町の東串良町は、国道220号線沿いにルピナスタウン、「池之原に20年後はあなたの土地に」というキャッチフレーズで定住用地貸付を行っていることは大変好評であるということは、町長も御承知のとおりだと思います。私は、どしてん、そのままの人の真似をせえということではないですが、やはり人口増を図るためには定住の土地の分譲を進めるべきであるというふうに思っております。

土地の分譲については、同僚議員も前、質問しておりますが、本町は3本の国道も通っております。そして、東九州自動車道の志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクションの区間が平成32年に開通の見通しでありますので、交通網が整備され、前にポスターを見たことがありますけれども、大隅地域は南九州のフロリダとして、さらにはくにの松原などの景観を生かした定住が期待されると、私は思っております。そういうことから、今一度、町長、上からですね大崎町を見下ろして、町有地などを含めた、あるいは学校跡地なんかもですが、町有地ですが、それなんかを含めた総合的な人口対策の分譲が必要だと思いますが、これについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 分譲政策についての御質問でございます。

もう議員さんの発言どおりでございます。これまでも本町においても分譲政策をとっていきたいということで何回か議会でもそういう討論をさせていただいたこともありますが、宅地の可能性、分譲等の可能性について、県とかいろんなところと協議などを行ってきたのも事実でございます。なかなか本町の場合に農業振興地域ということが頭に被さっておりまして、これをクリアしていくということは本当に厳しい実態ということを受け止めております。

国の政策の中で農業用地を確保するという総量枠が決まっていて、そしてまた農業振興地域としての指定がそれぞれの自治体でなされていて、特に大崎町の場合には畑等において圃場整備がなされたり、国・県の補助事業を用いてやっております

ので、農業振興地域として指定がされていて、なかなかこちらが思うような住宅政策とか分譲政策が、取り組んでいくけれどもなかなかその許可を得れないということで現状に至っているところであります。

しかしながら、その分譲事業は人口対策を進める上では本当に重要なことでもありますので、引き続き農振にとらわれることなく、分譲に適した土地の情報収集とかそういったことに努めていきながら、また、関係法令等も踏まえながら、行政主導でやるもの、あるいは民間の宅地造成の関係の不動産関係の方々も、かなり大崎町に入ってきておられますので、行政主導、民間主導にかかわらず定住を促す分譲事業の実現が図られるようにやっていくべきだと思っておりますので、これからも熱心に取り組んでいきたいと思っております。

○4番（宮本昭一君） ただいまの町長の答弁の中で、農地法等の規制により断念した経緯があるような答弁がございました。このことについては、農振除外はですね平成10何年頃ですか、この頃は転用基準の要件が穏やかと言いますか優しかったといいたいでしょうか、そういったようなことでありまして、そして平成22年にですね農地法の改正で厳しくなっていることは私も承知いたしております。

分譲につきましては、私は今後都市計画のビジョンの中で進めるべきではないかと思っております。町長は先ほど、分譲事業は人口対策を進める上で重要と考えているということで、いろんな、行政とか民間主導という言葉も出たようですが、こういう民間なんかの後押しとかもして進めていっていただきたいなというふうに思っております。そういったところで、行政、民間にかかわらずですね定住を促す部分の事業を図るように努めるというような、今の答弁であったようでございますので御期待を申し上げておきます。

それから、次に2点目の、前回質問をいたしました出産祝い金支給制度の創設についてをお尋ねいたします。これについては、人口減少対策として出産祝い金については前に質問した経緯がありますけれども、このときの町長の答弁では、このように答弁をされていらっしゃると思います、そのときの答弁がですね、「今抱えている少子化対策に対する有効的な施策であること。また、近隣市町の均衡性を保つためにも必要な施策であると考えもございまして、出生祝い金支給制度の実施に向けましては、対象者について、また、その祝い金等の額につきましても慎重に協議を重ねまして、前向きに検討していきたい」と、このように答えていらっしゃるわけです。そういうことからしてですね、その後、どのような協議がなされたのかお伺いをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 出産祝い金の支給制度につきましては、近隣市町の状況等を見据えて、対象者を第3子以降に限定したり、あるいはすべての出生児に一律支給す

るなど検討を重ねてまいりましたが、祝い金より子育て環境の整備などをすることが重要であると考えまして、本町では祝い金の支給ではなくて、最終的には平成29年度から「こんにちは赤ちゃんギフト」事業や、ブックスタート事業を創設いたしまして、すべての新生児の誕生を祝うこととしたところでございます。これにつきましては、保護者の皆様にも大変好評をいただいているところでございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいまの答弁で、子育ての環境の整備が大事ということで、出産祝い金を支給するよりこちらのほうが大事ということで検討をしたということで、今、赤ちゃんギフト券ですか、そういうふうないろんな、ブックスタート事業とかいうのが出ましたけれども、大変好評であったというような答弁をなされました。これについてもやはりですね人口減少対策として、先ほども申しましたけれども、人口増を図るために、我が大崎町に子育て世帯の若い方々が1人でも住んでいただくために、出産出生祝い金支給制度の創設が必要というふうに、私は思っているところでございます。定住化の上からも、近隣市町と均衡を図ることも大事であると思うが、再度、町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。いろんな事業をこのためにやったということですが、これについて再度お願いします。

○町長（東 靖弘君） 第1子が生まれ、第2子が生まれ、第3子が生まれ、各自治体で出生の祝い金に対して、最初が5万円であり、2人目が5万円であり、3人目が10万円でありという形で各自治体、そういう制度をつくっているところもあれば、大崎町のようにつくっていないところもあります。

私の考え方といたしましては、先ほど答弁いたしましたけれども、答弁にありました「こんにちは赤ちゃんギフト」事業、こういったことは子どもが生まれてきたときに、お母さんがこういった品物が必要であると、そういったものを先に選んでいただいております。やはりそのことは非常に好評で、そして赤ちゃんが生まれたときに命名権とか命名の肖像とか、そういったものを喜ばれて非常に、自分のところにも子どもが生まれて名前をつけるわけですから、そういったものの肖像がつくられるということはすごく喜んでいただいているということで、このことは効果があると思っております。

そしてまた、赤ちゃんが生まれたときに、赤ちゃんは成長していきますので、ゼロ歳、1歳、2歳と成長していく中で、子どもに読み聞かせをする、そしてまたお母さんが、この本とこの本とこの本を選んでいきたいとか、そういったことで子どもに読み聞かせをしながら親子のふれあいとか、それから情操教育とかそういったものにつながっていくということで、こちらも非常に好評な状況でありますので、このことについて出生祝い金制度にはつながっておりませんが、やはり、

今、若いお母さん方が、「この制度がいい」と言っていたので、このことを当面の間、続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま出生祝い金に代わる案といいたいまいしょうか、そういうのが実施をしているということが非常に好評であるという再度の答弁であるようですが、やはり、大変効果的といいたいまいしょうか、非常に喜ばれているということに對しましては大変いいことかなというふうに思っております。ということは、いろいろな事業もやっていくということでしょうけど、ということは結果的には、当分の間は、今の時点では出生祝い金支給については考えていないということですか。再度お願いします。

○町長（東 靖弘君） 私の考え方では、御質問のとおりであります。それで、やはり人口政策が一番大切であるということで、先ほど、15歳から20代、30代が薄いという話でありましたけれども、そんなことをお話したところではありますが、やはり今の国の制度の中で、子どもを授かったときに妊婦健診については14回にわたって無料になっております。そしてまた、赤ちゃんが生まれたときには42万円ぐらいの出生一時金というのが支給されております。国の制度、町の制度で、生まれた子どもたちに対しては国やら県やら市町村のそういった手厚い体制というのはもう既に取られてきているところであります。

それから、国の今回の人づくり改革とかそういった中で、来年10月に地方消費税が上がるということを前提にしながら、幼稚園や保育園の子どもたちの保育料とかそういったのも、所得に応じけりですけれども、いろいろ制限はありますけれども無償化ということを進めていくという、昨日の新聞でもそのことが出ておりました。そしてまた公立高校の授業料も既に無償化されております、私立高校も同様であります。そしてまた、今いろいろ論議されているのが、高等教育、大学も無償化するという方向で国の政策が進んでおりますので、そこには所得制限ということが係ってくるんですけれども、低所得の方々とか、あるいは生活保護世帯の方々の子どもたちが学ぶときとか、そういったところも事前に入学準備金とかそういったのも支給いたしますよという1つの体制がずっと今とられつつあるところでございますので、私の考え方の中では、出生祝い金をおめでとうとやることも大切なんですけれども、そのほかの教育の支援、小学校とか中学校とかそういったところの支援をやはりやっていくべきだというふうに考えております。

また、町が取り組んでいる中で、今年から学校給食費もおおむね2分の1の負担に減額いたしました。そしてまた、高校3年生までの医療費も無料化しているというところで、ありとあらゆること、やれるところを少ない財源の中でカバーしてい

るというのがありますので、できたら、御質問はそうなんですけれども、出生祝い金については、私は考えておりませんが、やはり義務教育の中に教育力の向上に対してのやはり支援をすべきじゃないのかなというふうに思っておりますので、そのところは是非御理解いただきたいと思います。

○4番（宮本昭一君） ただいまの答弁で出生祝い金の使途については、今、考えたほかに教育サイドでも有効に、そちらのほうにも回して子育てといたしましょうか、そういう方面に使っていききたいという答弁でございましたので、一応これについては、私の質問はこれでその分については閉じたいと思います。

それから、次に3点目の移住推進室設置の考えはないかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

人口が減少しますと、おのずと経済力は低下して、町民の負担は増加するということが考えられます。今、この人口問題がどこの市町村でも最優先に取り組むべき大きな課題であるかと思っております。最初の質問で、総合的な人口対策の強化が必要と申しましたが、行政の自治体だけでなく、各自治会のですね知恵も借りまして、そして移住定住を図るために移住推進室の設置の考えはないかということについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町では移住定住の促進を図るために、本町で暮らしたいという人の様々なニーズに応じた施策を推進するとともに、雇用や子育ても含めた包括的な移住・定住情報の発信を積極的に行うなど、より多くの方々の移住定住の希望に応えられる環境整備に努めているところでございます。

議員からの、移住推進室の考えはないかとの御質問でございますが、移住推進の強化を図るという意味では必要性を感じておりますが、人口減少への対応は、移住、定住の促進をはじめ、雇用の創出、子育て支援、安全・安心なまちづくりなど様々な施策を総合的に、かつ速やかに進めていくことが重要で、庁内組織の横断的な取組がより一層求められているものと思っております。したがって、組織の見直しにつきましては、地方創生や職員の定員管理、行財政改革などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えておりますので、移住推進室の設置の御提案につきましても全庁的な組織の見直しの中で、どうあればいいのかということは検討してまいりたいと考えております。

○4番（宮本昭一君） ただいま答弁をいただきました。この答弁の中でですね、今、様々な施策ですか、これを総合的に進めるというようなことと、それから地方創生ですか、この中とか、それから行政改革も出ましたが、行政改革の中などで総合的に判断するような答弁でありました。

そして、移住推進室の設置については大事であるというふうを考えているというような答弁でありましたが、これはいろんな組織の中で見直しをしていくというような答弁であったようでございます。そういう答弁でございましたので、これについてはですねやはり移住推進室というのは大事なことではなかろうかなということと質問をさせていただきましたけれども、やはりこれについては今後さらに検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、その点についてはよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、2件目の大崎町奨学金及びリサイクル奨学金制度の創設についてをお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、1点目の大崎町の奨学金の貸与はどうなっているかということについて、まずお聞きいたしたいと思っております。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

奨学金の貸与状況はどうなっているかという質問でございますが、本町の奨学金制度は、高校や大学等への進学希望がありながら、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な就学希望者に対して、予算の範囲内において奨学金を貸与しているところでございます。

また、平成28年度には普通奨学金に加えて、本町で農林水産業や商工業などを経営する者の後継者または新規開業者となることを目的に、高等学校に在学する者に貸与する産業後継者育成奨学金制度をはじめたところでございます。平成29年度の貸与状況につきましては、普通奨学金については高校生が5名、大学や専門学校生が23名となっており、28名に普通奨学金を貸与しているところであります。なお、産業後継者育成奨学金については現在まで申請がない状況でございます。奨学金の貸与額としましては、平成29年度中に28名の奨学生に対して813万6,000円を貸与したところでございます。

本町の優秀な人材を育成するための貴重な学費の一部となっている奨学金制度が、今後も有効に活用されますよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） ただいま教育長のほうから貸与状況等について答弁がありましたが、高校生5名、大学生23名、計28名ということで、29年度中は28名に対して、額としては今述べられましたとおり813万6,000円という貸与の額ということであったようでございますので、この貸与額の状況については了解をいたしました。

それでは次に、2点目の奨学金の返還状況についてお尋ねをいたしたいと思いま

すが、奨学金の返還状況についてはどのような状況であるのか、そこら辺を御答弁をお願いいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

奨学金の返還状況はどんな状況かということですが、平成29年度の返還予定となっていた奨学生の総数は62名でありました。うち10名は過年度分の返還予定者でありました。返還予定金額の内訳としましては、現年度分が827万4,400円であり、過年度分が313万4,250円でありました。総額1,140万8,650円となっております。また、平成29年度に返還された額の内訳につきましては、現年度分が794万9,400円であり、過年度分が90万9,250円でありました。返還額の総額は885万8,650円であり、未回収額の総額が255万円となっております。

奨学金の返還については、今後も継続して返還していただけるよう御理解をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） ただいま返還の状況について御答弁をいただいたところでございますが、過年度分かれこれを含めての答弁でございました。過年度分の答弁をいただきましたけれども、未回収額が総額が255万円ということでしたけれども、これについては何名の方なのか、そこら辺もちょっとわかりましたら教えてください。

○教育長（藤井光興君） 今の答弁は、課長答弁とさせていただきます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） 今の225万円の未回収の部分についての理由といえますか、そういった部分につきましては、もともと返還をする方というのが学生の保護者が返還するということですが、どうしてもやはり経済的な理由で納められないということで、人数的には12名程度いらっしゃいます。

そうした中で、我々も返していただけるようにそういったお知らせとか、あるいは自宅訪問もやりながら回収に努めておまして、遅れてはいるものの、皆さん、分割であったりとか一括であったりとかということで納入をしていただいている状況ですので、いずれか完納という部分が出てくるのではないかなと、それまで継続して返還を求めていくという考えでございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま課長のほうから答弁をいただきましたけれども、未回収額の255万円については12名程度ということでございます。これは12名の方の分の未回収が255万円ということですね。それじゃ、これについては一応わかりました。

このですね未回収についての若干答弁がありましたけれども、未回収について今

後ですねどのような方法で回収をされていくのか、そしてまた、もう1つ、この未回収の部分がどうして未回収なのか、この理由が、今、先ほど述べられましたですね。わかりました。このことについて、現在この未回収の取組といたしましうか手だてといたしましうか、どんな方法で今やっぺいらっしやいますか。

○**教委管理課長（川添俊一郎君）** 先ほどの返答と重複する部分がございますけれども、毎年、返還のお知らせということで催促はしております。人によっては自宅訪問とかいう形で自宅に直接お伺いして返還をしていただくという部分もございまして、納付書についてもそれぞれお渡ししておりますので、時期的にはバラバラというか、遅れたりというのはありますけれども、幾らかずつかは返還をされている状況でございます。そういった形で、今後も毎年のお知らせ、あるいは自宅訪問ということを繰り返しながら返還をお願いしていくという考えでおります。

以上です。

○**4番（宮本昭一君）** ただいまいろんな形で努力をするというようなことでした。

借りた金は返すというのが原則でありますので、絶対上げるものではございませんので、ゼロになるまでやっぺりぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたしたいと思います。

その問題については、以上で終わりますが、次に3点目のリサイクル奨学制度の創設はどうなっているかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

これについては現在までの経緯はどうなっているかということでお伺いをいたしますが、先日の本会議の中でも報告がありましたけれども、私としては聞き漏れがあるかもしれませんので、再度お尋ねをいたしたいと思います。リサイクル奨学金の創設については、昨年12月に町長選の公約の中で重点課題の1つでもありましたので、12月議会の定例会で質問をさせていただいたところでございます。そのときの町長答弁で、「実施に向けては今後細かい制度設計や基金条例の制定などが必要になってくる。これから関係機関との協議を進めてまいりますので、しばらく待っていただきたい」と、このように言っておられたわけですね。先日の議会報告のとおりだけで、制度設計等の中身的なことといたしましうか、こういうことはどうなっているのか、詳細な詰めをされているのか、こちら辺についてお伺いをいたします。

○**町長（東 靖弘君）** お答えいたします。

昨年12月議会におきまして、奨学制度関連の御質問をいただき、概要説明や、なるべく早く導入したい旨の答弁をいたしました。この奨学制度は本町と金融機関との連携協定に基づく地域限定型の金融商品及び奨学制度でございまして、鹿児島相互信用金庫、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所との間で大崎町リサイ

クル未来創生プログラムの研究開発と推進に関する協定を締結した経緯につきましては、行政報告で申し上げたとおりでございます。

現在どのような状況であるかと申しますと、リサイクル奨学基金創設時にどれぐらいの金額を積むべきかの検討を行っているところでございます。奨学ローン利用者が本町に帰ってきた場合に、奨学ローン返済金を基金から補てんする制度でございますが、何人が利用するのか、進学率はどれぐらいなのか、リサイクル売買益金だけでなく、協賛される企業から寄附がどれぐらい見込めるかにより最初の基金額が変動いたしますので、ただいま早急にデータ収集や分析を行っているところでございます。

また、御承知のとおり、この奨学制度は先進事例である長島町と鹿児島相互信用金庫の連携にて開発されたブリ奨学金を参考にさせていただいているものでございます。ブリ奨学金の場合は、基金創設時に1億円を計上し、それ以外に毎年長島町特産であるブリの販売額に応じた協賛金やふるさと納税等を通した寄附をしていただくなどの仕組みがつくられております。

本町では、主に資源ごみの売買益金等を充てる計画でございますが、この奨学制度は単なる奨学ローンの補てんだけに終わるのではなくて、人口減少という大きな課題を抱える本町において、若者が地域を担う人材として成長するために励むことを支援し、再び大崎町に定住することを促進するという趣旨でございます。そのため、奨学制度だけでなく、奨学ローン利用者に対して本町にUターンした場合にどのような就職があるのかなどの就職情報の提供や、町外転出者に対しても本町とつながりを持ち続けていただくための交流プログラムなどを含めた総合的な制度でございます。

そのため、長島町、鹿児島相互信用金庫のアドバイザーでもあり、全国の自治体と連携実績があり、地方創生施策や人材育成などの知見を有しております慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所の助言を得ながら奨学制度全体を構築しているところでございます。

以上でございます。

- 4番（宮本昭一君）　ただいま、町長の答弁では寄附の見込みとか、それからデータの分析とかそういう収集分析を行っているところであるというようなことで、そしてまた、長島町が基金創設時に1億円を計上ということでありました。そしてまた、本町はリサイクル資源ごみの一部を充てるというような答弁でございましたけれども、やはりこの事業については非常に学生に対しては大事な事業で、大崎町にやがて定住して住んでもらうということで、この事業については非常に皆さんが関心を持っているといいましようか、興味を持っているといいましようか、そこらあ

たりが非常にいい事業ということでとらえておられるようでございます。

そういうことですね今言われた寄附金のことですが、大崎町は寄附がふるさと納税が来ておりますけれども、ほかにふるさと納税の寄附金はその納税のことか、それからほかに何か当てがあるのかどうか、考えていらっしゃるのかどうか、そこら辺の答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 原資になるものは、先ほど説明いたしましたけれども、リサイクルの売買益金を、これは毎年入ってくるものでありますから一定の額を基金として積んでいきたいことと、やはりそれだけでは不足いたしますので、今、ふるさと納税でいただいておりますふるさと応援基金のお金を活用していきたいというふうに思っておりますことと、先ほど説明しましたようないろいろと事業に対して、ふるさと納税とかいろいろな事業者等から参加いただけるものもありますので、そういったことをPRしながら、そういったものを原資として基金活用していきたいと考えております。

○4番（宮本昭一君） 今、答弁の中でですが、ふるさと応援基金を活用したいということでもあります。そしてまた、リサイクルの事業の収益の一部も充てるということもございますので、この事業はですね非常に、先ほども言いましたけれども、いい事業でございますので、前向きに進むようによろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、4点目のリサイクル奨学金の実施を早急にできないかについてお尋ねをいたしたいと思えます。このリサイクル奨学金の制度については、町民の方から「既にやっているのか」というような問い合わせ等があるわけでございます。そのようなことから、早急にできないかお伺いいたしますとともに、さらに、この事業を実施するにあたり、基金条例も必要となろうかと思えますが、そこら辺についてはどうなっているかについて、お伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 答えいたします。

奨学金の実施を早急にできないかの御質問でございますが、現在の状況は先ほど回答したとおりでございます。先進事例の長島町においては奨学ローンを急いだため、奨学制度を持続可能なものとするための寄附制度や交流プログラムの議論が深まらないまま開始したとお聞きしております。

本町は、これらの反省も踏まえて、奨学制度を創設したいと鋭意努力しておりますが、奨学制度を待ち望んでいる声も多くございますので、9月議会に基金条例を御提案したいと考えております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、この事業を皆

さんが待ち望んでいる方もいらっしゃるということで早くやりたいというような考えであるようでございます。そして、基金条例につきましても9月議会で提案するということでございましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、最後の質問になりますけれども、3件目の児童虐待についてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目の、本町における児童虐待の実態はないのかについてお尋ねをいたします。

児童の虐待については、新聞、テレビなどで報道がなされ、見聞きしております。児童相談所が虐待のおそれを把握していながら、警察が知らないまま児童が死亡するケースが後を絶たないということでもあります。このような虐待があってはならないことであり、子どもは、先ほども同僚議員も言いましたが、宝であります。将来の日本を背負う大きな、大事な宝であります。

このようなことから、本町における児童虐待の実態はないのかお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類されております。最近では、テレビ報道等でありましたように、東京都で5歳の女の子が死亡するという痛ましい事案が発生しております。また、平成28年度、全国の児童相談所への虐待相談件数は12万2,578件となっており、毎年増えている状況にあるようでございます。

本県におきましても、平成29年度781件が認定されているようでございます。また、どの事案を警察に情報提供するか具体的な基準につきましては、鹿児島県では明文化されたものではありませんが、虐待と認定されたケースについてはすべて情報を共有しているということでございます。本町におきましても、同様の取扱となっております。

そこで、本町におきましても児童虐待の実態でございますが、平成28年度は該当はございませんでしたが、平成29年度、ネグレクトに該当する事案が1件発生しており、児童相談所などに相談し、情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） 児童虐待につきましては、ただいま町長のほうから該当する事案といましようか、これが1件あったということのようでございます。これについては今後も大崎町で、やはり1件も出ないように、子育て支援事業や保健事業の中で関係機関と綿密な連携をとってくださるようお願いをいたしたいと思います。

それと、もう1つだけお伺いします。この虐待に対する通報等の、鹿児島県が基

準を設けてないようなことの町長の答弁だったようでございますが、大崎町としては、この基準について代わるものとか何かありますか。

○町長（東 靖弘君） 県に準じて対応しているというところでございます。

○4番（宮本昭一君） はい、わかりました。県に準じて対応しているというところでございますので、以上で、私のすべての質問を終わりたいと思います。

○議長（小野光夫君） ここでお諮りします。

ただいま11時40分です。昼食のために休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 意義がありませんので、昼食のために休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

次に、2番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○2番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。さきに通告をいたしました3点について質問をいたします。

最初に、国民健康保険税についてであります。国民健康保険税は今年度より県単位化をされ、さきの3月議会で国保料率は据え置くとの答弁をいただいたところであります。保険税条例改正に伴いまして、医療分の限度額が54万円から58万円へ上昇をいたしました。医療分、介護分、支援分を合わせて93万円の最高限度額となったわけでございます。また、低所得者への軽減も示されました。

そこで、平成30年度最高限度額世帯数と課税額は幾らか、また軽減される世帯数と軽減額をお聞きして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 今回の国民健康保険税に係る税制改正で、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の基準の見直しが行われ、課税限度額につきましては、医療保険分の54万円を58万円に4万円引き上げられたところでございます。そのことから、介護保険分の限度額16万円と後期高齢者支援金分の限度額19万円を合計すると93万円が国民健康保険税の限度額ということになります。

平成30年度における限度額の93万円の超過世帯数は23世帯でございます。

次に、課税限度額93万円に達する世帯の所得額につきましては、被保険者数、固定資産割で違いは出てまいりますが、本年度の場合、763万円の世帯が該当と

なっております。

次に、軽減世帯の世帯数と対象となる世帯の所得額についてでございますが、軽減判定所得の見直しについて、5割軽減の対象となる世帯につきましては、被保険者数の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、5割軽減の対象となる世帯につきましては、被保険者数の数に乗すべき金額を49万円から50万円に見直しがなされたところであります。本年度の5割軽減対象世帯につきましては、378世帯でございます。

軽減に該当する所得額につきましては、一人世帯の場合60万5,000円以下、二人世帯の場合88万円以下、三人世帯の場合115万5,000円以下、四人世帯の場合143万円以下となります。2割軽減対象世帯数につきましては、248世帯でございます。軽減に該当する所得額につきましては、一人世帯の場合83万円以下、二人世帯の場合133万円以下、三人世帯の場合183万円以下、四人世帯の場合233万円以下となります。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、最高限度額世帯と軽減によつての世帯を、また単身世帯等を報告をいただきました。

平成29年度とですね比較をして、最高限度額世帯数、93万円を超えるそういう世帯数は当然限度額を超える世帯及び軽減される世帯数、だから軽減策に関していえばですね平成29年度からすれば増えているというふうに察しられますが、平成29年度と比較をしての最高限度額及び軽減世帯の増減といたしますか、そこ辺はおわかりでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、29年度と比較しての増減の状況ということでございますので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○税務課長（本高秀俊君） お答えいたします。

初めに、平成29年度の限度額の超過世帯につきましては、平成30年度と同じく23世帯ございました。限度額が89万円ということで、89万円から93万円につきましては4万円ほどの差がありますけれども、89万円から93万円のこの間に該当する世帯は3世帯ございました。

軽減の世帯につきましては、数字でいいますけれども、5割軽減につきましては平成29年度が364世帯、先ほど町長が申し上げました平成30年度の世帯数が378でありますので、5割軽減につきましては増えているところです。2割軽減につきましては、平成29年度が261世帯、平成30年度の現在の時点では248世帯が一応該当となっておりますけれども、若干、国保の世帯につきましても年度途中でいろいろ社保加入とかそういう移動もあつたり、転入転出、死亡とかそう

いうのもありますので、一概に今回の制度改正がこの数字にあらわれない部分もあると思います。

○2番（稲留光晴君） 国民健康保険税について、住民への負担はないというような3月議会の答弁であったんですけど、ここにきて条例改正、最高限度額の引き上げでしたけど、軽減策もですね示されておりまして、今の報告のように軽減される世帯も、平成29年度に比べて増えているというところではやはり、儲かっている人からはそれなりの税金をいただく、低所得者層にはできるだけ減税で負担をかけないようにと、そういう趣旨で行けばですね、今、お尋ねをいたしましたように低所得者の世帯に関してはですね負担が軽減されるということでしたところでございます。

こういう平成30年度は税制改正があったんですが、国民健康保険税世帯のですね課税平均額は幾らか、1世帯当たりですね、お分かりであればお示しをいただきたいと思いますが。

○税務課長（本高秀俊君） 1世帯当たりの保険税額ということでありますので、平成30年度で申し上げますと、平成30年度の大崎町の世帯数、5月末の世帯数で課税世帯の国保世帯数2,514世帯ですけれども、これの割合を出したときに1世帯当たり12万7,681円という税額が出ました。

○2番（稲留光晴君） ありがとうございます。

それではもう1点のほうのですね、今度は世帯所得250万円及び300万円での子どもが1人から5人での各納税額は幾らになるか、お尋ねをいたします。なぜ私がこういうのを聞いたかということ、やはり、皆さんがお入りになる社会保険に比べましてですね市町村の国保の計算というのは均等割に扶養者数を掛けた金額が均等割、掛ける扶養者数で税額が増えるわけです。ですから、やはり子どもが増えた分だけ税額が増えるということは子育て支援にもですねちょっと逆行しているのではないかと、そういうふうな考えがあります。ですから、子どもが増えれば増えるほど税額が増えることがあるわけですけど、この計算で行きますと。それで、250万円及び300万円での納税額は幾らになるかをお尋ねをいたしましたところでございますので、数字をお示しをいただきたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 世帯所得250万円と300万円の世帯員数に応じた国民健康保険税額を示せとの御質問でございます。

国民健康保険税の算定で介護保険分については40歳から64歳が対象となりますが、子どものある家庭ということで子育ての世代ととらえ、40歳未満の世帯で介護分を含まない場合でお示しいたします。なお、資産税割につきましては、ないものとして試算いたします。

まず所得金額が250万円の場合についての国民健康保険税額でございます。世帯主、妻、子ども1人の場合、32万8,800円。世帯主、妻、子ども2人の場合、35万7,300円。世帯主、妻、子ども3人の場合、30万8,600円。世帯主、妻、子ども4人の場合、33万1,400円。世帯主、妻、子ども5人の場合、35万4,200円となります。

次に、所得が300万円の場合についての国民健康保険税額でございます。世帯主、妻、子ども1人の場合、37万8,800円。世帯主、妻、子ども2人の場合、40万7,400円。世帯主、妻、子ども3人の場合、43万5,800円。世帯主、妻、子ども4人の場合、37万1,400円。世帯主、妻、子ども5人の場合、39万4,200円となります。

国民健康保険税の算定におきましては、所得額の多少にかかわらず加入者数で負担していただく均等割額と、1世帯当たり定額で負担していただく平等割額があり、加入世帯員数が多いほど国保税の負担額が多くなる仕組みになっているところでありますが、所得額250万円の場合、子どもの数3人から5人の場合は2割軽減の対象に、所得額300万円の場合、子どもの数4人から5人の場合は2割軽減の対象に該当いたします。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 所得が250万円の場合は3人から2割軽減、300万円は4人から軽減になるということでございますけど。それで、均等割、これはこういうふうに計算をされるわけですけど、所得に応じて子どもを1人から何人というふうにあるんですけども、軽減策の所得の基準はどういう基準で決められているのか、お尋ねをします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○税務課長（本高秀俊君） お答えいたします。

軽減の額になりますけれども、7割軽減の場合が33万円の基礎控除がありまして、この金額以下が対象ということになります。あと5割軽減の場合が基礎控除額の33万円と世帯員数、被保険者数に係る27万5,000円の数になります。2割軽減につきましてが33万円の基礎控除額と、世帯員数に掛ける50万円の控除額があります。これで計算をしてあります。

○2番（稲留光晴君） 了承いたしました。

国保に関してであります、やはり県への単位化によって保険税が値上げになる危惧が大いにあったところでもありますけれども、住民の国保税の負担軽減にやはり取り組むというのが不安を取り除くということで今後負担軽減の取り組んでいただきたいと思うのであります、町長、私の要望に対して御意見をお願いをしたい

と思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま国保税の負担軽減についての質問で、担当課長から説明をされておりますけれども、その説明に乗って進めることと、やはり法に添って我々は条例をつくったりとかやっているわけですので、そういったところに添いながら進めていきたいと思っています。

○2番（稲留光晴君） いや、ちょっとはっきり町長の答弁を聞き取れなかったんだけど、法律で決まれば、それにのっかって値上げをしていくよと、町独自のそういう減免とか負担軽減策も一切考えるようなことはしないと、そうなのか、やはり低所得者層にも負担を出さないように今後もやっていくのかどうか。法律にのっかってといわれますと、いろいろ取り分がありますけど、そこはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回も国保税の改正があったりとかしていますけど、それに基づいて条例改正をするわけでありますが、やはり法は法で決まっているとおりにやるべきだと思っています。保険料の軽減策とか、保険という面では医療と関係するわけでありますので、やはり住民の健康づくりの対策とかそういった体制へのそういったことに対しても十分取り組んでいながら、保険税の軽減策とかそういったものを軽減につながるような施策をやっていくということは必要ではないのかなと思っています。

○2番（稲留光晴君） 今回は医療分だけ値上げになっているということでございます。やはり医療費を下げる、当然大崎町もいろんな取組をやって、医療費が上昇しないようにという行政を上げて取組をしているわけでございますので、その辺は医療費が下がる方向で努力をしていただきたいと考えております。

それでは、続きまして長寿祝い金事業制度の改善を求めることについて質問をいたします。

町長のほうに大隅半島全域ですが4市5町、自治体によっては敬老祝い金、長寿祝い金、高齢者祝い金、敬老金というふうなことで自治体に担当課のほうにお聞きをいたしました。町長、これをご覧になって、一言お願いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 長寿祝い金制度について一言ということですが、今までも、祝い金制度がスタートした時点では大崎町においては75歳からとか、そういう制度も構築してきておまして、平均寿命が延びていく、長寿化が進んでいく、健康な人が多くなってきていると、そういった状況をかながみたときに、やはりこれは節目給付に返るべきだという判断に立って、大崎町においては80歳あるいは88歳といった節目給付という形で進めてきておりますので、私の考え方としては、これは適正だと思っています。

○2番（稲留光晴君） 町長のお考えですからお尋ねしました。

私はここで改善を求めるといふことなんです。私はこれを見てですね4市5町の平成26年度の住民1人当たりの所得額も見ましたら、トップなんです大崎町。それと県市町村のあれを見ても6位か7位なんです大崎町は。ですから、所得は非常に高い町です。それで、10年、リサイクル日本一ですよ。いろいろそういうことを私もめぐらせまして、これを表にいたしました。ため息が出たんですよ。町長は自分のこれでよかちことですからため息も出られなかつたらうし、行政の課長さんたちも多分これを見て、ちょっと考えないかかなと思われた方も一人ぐらいは私はいらつしゃると思うんですよ。

長寿祝い金というのは調べてみたら、80歳からとかそういうのではなくてですね、やはり法律で祝日というか、還暦もそうなんです、長寿祝いの名称、60歳還暦、70歳古希、77歳喜寿、80歳傘寿、88歳、99歳、こういうのがあります。ですから、長寿祝いであれば、還暦はともかく高齢者の定義は65歳が定義ということになっておりますけど、ほかの自治体を見ますとすごいなと思えますよ。やはり高齢者の方、誰もが平等に年を重ねていかれる。今後も人口減少で高齢化率は上がってくるわけですけど、年を取るのが楽しみ、長生きをしたいと誰もが考えるまにすることが大事ではないかと。また、曾於市の五位塚市長に聞きましたら、アンケートを取っているんですよ。毎年貰えることができてうれしい、金額が多い少ないんじゃないんだと、元気なうちに、例えば夫婦に同じお金をもらって、元気なうちに貰ったお金を自分で使える、そういう話も聞きました。税金をうまく回していただきたい。

予算配分の、私は問題もあろうかなと思うんですよ。100歳に、例えばですが、病気になって家族の介護を受けなきゃいけない、言葉もしゃべれない、そういう中で敬老祝い金を貰える、代理の子どもさん方が受け取れる、そういう方もいらつしゃいます。その中で、やはり自分が健康寿命まで生きる、自分が貰ったお金は自分で使って楽しむと、そういう税金の長寿祝い金のいただき方というか、その中で夫婦揃って毎年1回だけ、町から長寿祝い金を貰ったと、夫婦で行く、娘を連れて行く、孫を連れて行く、そういう税金の分配方法というものをですね考えていただきたいと私は強く念じておりますので、私が町長の立場でございましたら、私の気持ちは、町長よくおっしゃるんですよ、稲留さんの考えはよくわかりますけどとおっしゃいますが、やはり他の市町村に遜色のない事業と申しますか、遜色のないやっぱり制度のせないかんとおっしゃいますよね。いかがですか、これを見て。遜色がないとお考えですか。さっき答えましたから、私はもういいですわ。是非ですね、こういう話をしますとですね、本当長生きしてよかつたとか、高齢者の方も今まで頑張つてこられたから、よかつたとか、今、今度町長も5期目で金を増や

つくいやったと、そういうふうに使われたいと思われませんかね。そういうことでですね各担当課長のほうにもこれをお目通しいただいております。じゃあ、町長、この件は最後に、気持ちを改めて答えてください。

○町長（東 靖弘君） 稲留さんのお気持ちはよくわかります。

おそらく他の自治体も全年齢層に交付していたりとか、段階別で小刻みにやったりということをやられていて、確かに他の自治体の祝い金は高くなっていて、それに沿うようにということですけど、高齢化はどんどんどんどん進んでいく中で、このことについてはやはり他の自治体もこれでいいだろうかということは常に考えていると、常にこの体制がこの状況ですとずっと長寿祝い金をやるべきかどうかということは、多分議論するところだというふうに私は理解しております。

大崎町の方々も、実際、高齢者祝い金を持っていったときに、いや、これは若い人たちのために使ってくださいとお返しされる方々もいらっしゃるわけでありまして、そういったことを若い世代のためにということも考えていらっしゃるということも理解をしていただきたいというふうに思っております。大崎町においては節目給付ということでやっておりますが、これはこれとして続けていきたいと思っておりますけど、今、私たちが考えていくことは、非常に長寿化が進んでいる、健康長寿の高齢者をどう育てていくのかとか、やはり医療とかありますけど、健診等を通じながら、療養しながら、治療をしながら健康づくり、食と健康とかそういった形で、どうやって元気な高齢者を輩出していくかというところに施策を重点的にやらなければならないというところに来ておりますので、それも立派な高齢者等の住民サービスだというふうにとらえていただきたいと思っております。

○2番（稲留光晴君） 今、長寿祝い金の話をしています。若い人のために使ってくださいとか、子育て支援策は子育て支援策なんですね。高齢者施策は高齢者施策ということなんです。ですから、私は4市5町の実数ですね、平成30年度の予算額を決めたわけですが、今、町長がおっしゃったように見直しをされるとかそういうのは私もわかりません、今度はどうですかと聞いたわけでもないわけですから。今現在のこの金額ですよ。私は一般質問で、町長なんかいけんか、こや考えてくれんとかいということ改善を求めるところでですね、町長のほうに意見を求めたわけでございますから。やはり人口に関係なくですね隣の東串良町なんかは80歳以上全員、予算を1,300万円組んでいるわけですね。大崎町の30年度予算292万5,000円、80歳、88歳、100歳到達最高齢という数字でございますけどもですね、やはり私たちは高齢者は高齢者の、私たちもいずれ高齢者の域に達するわけです、65歳とそういうふう定義をすればですね。町長が75歳になったら後期高齢者になるわけです。自分が75になったら長寿祝い金を75歳か

ら出してほしいと思われるはずですよ。若い方にいわせれば、高齢者はそういう必要はないとかおっしゃるんですけども、曾於市でいえば、ありがたいと、金額じゃ関係ないんだよということなんです。

そういうことで、町長は、やっぱり私は遜色のない自治体にしてほしいと。リサイクル日本一の次にあるものは何なんだと、私は前も申したと思いますが、遜色がないような自治体、財政行政をやってもらって、これを見て遜色がないと思われる人は、課長さん誰もいないと。ということで、検討もしないという町長のお考えですか。ノーコメント、こういうのは一切この数字でいくと。4市5町の議会があっても、大崎町はこれを見せたら、このままで何も、このままずっといく、そういうふうな検討もする余地もないという、最後にお尋ねしますけれども、それでいかれるつもりですか、どうですか。

○町長（東 靖弘君） もう何回も答弁しておりますけれども、私はこの制度でいきたいというふうに思っております。そういうふうに御理解をしていただきたいと思えます。

○2番（稲留光晴君） 町長が予算を取れますからね。理解しようたって理解できるところと理解できないところがありますが、私はこの表で、皆さんにこういう状況だというふうにお示しをしました。

それでは、最後の小学校児童の就学援助金支給改善を求めることについてであります。経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていると思えます。平成29年度から要保護児童・生徒援助費補助金に係る補助単価の一部見直しや新入学児童・生徒学用品の入学前支給に係る要綱改正が行われていることなどを踏まえ、要保護及び準要保護児童・生徒に対する就学援助については、予算の確保とあわせて適切な支給時期への配慮及び支給額、支給対象費用の拡充に努めてくださいということですね教育委員会のほうにこういうのが来ていると思えます。

それで、入学前支給はできないかのことを、まずお尋ねをいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

入学前支給はできないかという御質問ですが、要保護及び準要保護児童就学援助金の小学校新入学児童学用品を入学前に支給できないかの質問でございますが、お答えいたします。

中学校の新入学生と学用品等につきましては、平成30年度分から入学前支給をしているところでございます。新入学児童・生徒学用品等のいわゆる入学準備金につきましては、前年度支払いを実施する市町村が増えている状況でございます、昨年11月現在で県内の実施状況は9市4町が入学前支給を実施しているところで

ございます。

中学新入学生徒への入学準備金の支給は、小学校6年生時点で就学援助制度を受けている世帯の保護者が対象となり、対象の把握が比較的容易であります。小学校新入学児童への入学準備金の支給は、申請された対象児童保護者に対して課税状況等を参考に、認定要件を満たすかどうか審査を行わなければなりません。制度の案内、申請、審査、認定と、相当期間を要することになりますが、既に実施している自治体の制度についての通知期間、通知時期、申請書の審査方法等を参考にしながら、実施する方向で前向きに検討してまいります。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 教育長の前向きに検討していくという答弁です。ありがとうございます。今答弁をいただきましたが、小学校6年まではですね家庭状況とかそういう家庭内の経済状況も把握できますけども、小学校就学前というのは、今教育長がおっしゃったように書類等の選考とかというのにも時間もかかるでしょうけども、小学校に入る前も説明会とか健康診断とかあるわけですけど、今、小学校で就学前に支給しているところはまだあるわけですけど、だから、そこ辺のやっぱり参照にさせていただいて、就学前の健康診断、説明会などにもですねやはり援助金も。なかなか保護者としてはそういう経済状況を出すというのはやはり出せない面もあると思いますけども、やはり私たちのそういう立場からすれば、今、さっき申しましたように経済的理由からですね就学困難という方もいらっしゃるわけですから。

今年は無理ですが、来年から、ある程度準備期間を、入学前にそういう時間を取っていただいでですねそういう就学援助のほうにも査定とか時間がかかりますでしょうけど、教育長のほうは前向きに検討するというのでいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それではですね小学校に入学するときに入学準備金というのが、今、就学援助金を貰っている保護者に対しては入学準備金があると考えます。私たちが小学校の頃は靴なんかは1万円もしない、ビニールのそういったのでありますが、今、子どもたちは5万円、6万円、机なんかは10万円とか、とても保護者が負担できるような金額じゃないわけですね。そういう経済状況も社会状況もある中で、やはり小学校入学でもですね入学金の増額というのがあると思うんですが、今5,000円ぐらいですか、今、入学準備金は。それをちょっと増額ということでは、増額できるんですか、今現状。そこ辺をお答えください。

○教育長（藤井光興君） 入学準備金の増額はできないかとの質問でございますが、現在、小学生については4万600円の支給となっております。

現在、平成28年度までは小学生で1万9,900円でしたが、平成29年度の年度途中で増額をお願いして、平成29年度より現在額の支給を実施しているところであります。それで、現時点では増額する予定はありません。平成30年度の国の基準でも4万600円でございますので、今後、国の基準が変更されない限り、変更された場合はその時点で検討することになるかと考えております。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 私も2万円ぐらいじゃないだろうかという頭があったんですが、それなら4万円ぐらいに上げられているんですね。また、これを上げるということではないんですよ。2万円ぐらいだったら聞いておりましたからね。今4万600円になっているということですね。わかりました。

これで、私の一般質問をすべて終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、7番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○7番（中山美幸君） 私は、さきに通告しておきました介護保険制度、生産性向上特別措置法の2件について質問をいたします。生産性向上特別法は、一定の生産性が向上する設備等の投資に対し、その設備の固定資産税を減免するというものです。

まず1点目の介護保険制度について質問いたします。

この制度は平成12年にスタートし、3年ごとに法改正されております。本町でも人口減少、生産年齢人口減少、高齢化などに伴い、保険料の改定を3月議会で決議したものでありますが、本町の保険料は県平均より362円高く、上げ幅では9番目となっております。他の介護保険給付費などの一般会計に及ぼす影響も増加している現状にありますが、住民の立場から考えると低負担・高サービスを求めるのが本音であり、住民の方々からは、多くの市町村で保険税の改定がなされたが、どのような要因があるのか、さらに、今後はどうなるのか不安である、とのことであります。

そこで、今回の保険税改定の要因について問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 介護保険料制度について、保険料値上げの要因を問うという御質問でございます。

高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成12年にスタートした介護保険制度は18年が経過し、全国でサービス利用者は制度創設時の3倍を超え500万人に達しており、介護サービスの提供事業者数も着実に増加しております。本町におきましても、要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、また介護費用額も年々増加しております。高齢化率は平成29年度末で37.6%、平成32年には40.2%になることが想定されます。

今回、平成27年3月に策定しました大崎町老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の見直しを行い、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画であります大崎町老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定し、介護保険料の基準月額を、これまでの5,700円から6,500円としたところでございます。

要因は、3月議会でも答弁いたしましたが、介護給付見込み利用が膨らむことが予想され、大きく次のことが上げられます。後期高齢者等の介護給付費増加に伴うものや、介護報酬改定に伴いまして介護サービスに係る報酬額が引き上げられること、介護給付費の負担割合のうち、第1号被保険者が負担する割合が22%から23%に引き上げられることなどでございます。これらを踏まえ試算いたしました介護給付費見込料をもとに介護保険料を設定した結果、引き上げることが必要になったところであります。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 住民の人はですねどうしてこんなに高くなったのということなんです。先ほども教えましたけども、上げ幅で800円、鹿児島県内で5位なんです。非常に高くなったということで、住民の方々も新聞等を見て質問が結構あるということでした。

先ほど町長は、介護認定者の増加等をということでも1つ要因として上げられておりますが、私は平成25年から平成29年度、これまでの介護認定申請者数というのをちょっと調べてみました。ところがですね平成25年から29年度まで、ほぼ横ばいなんです。これ。若干の上がりではありますが、平成25年度、大崎町で1,003、29年度1,102なんです。金額等の増加ということもありますので、その辺がどのような影響を与えているのかということとは計算しないと、これはわからない問題でございますけども。

先ほどの申請件数等の増加ということについてはですね若干疑問が残るというようなところでございますのでお伺いいたしますが、この申請件数の増加、それから認定者数、申請件数と認定者は違うわけですから、認定者の数等を考えた場合に、今、町長がおっしゃいました要因、それがどこに値するのかということについて質問申し上げます。

○町長（東 靖弘君） 介護認定者数がほぼ同数であるというようなことでございましたので、そこにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。その要因についても、あわせて答弁させていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 介護保険の認定者数につきましては、議員がおっしゃいますように若干ではありますけれども、平成26年、平成27年、平成28年は増えて、平成29年度を見ますと若干減っております。これは、介護保険組合の

ほうで認定数ということで上げた分と、実際のうちのほうで3月末現在の数でいいますと、若干ずれがあります。その中には、その途中で亡くなられた方とかそういった方がいらっしゃいますので、ただ、数字的には今、議員がおっしゃいますそのとおりでございます。

要因といたしましては、やはり、ケアマネージャー等が作成する介護サービスの関係、それから平成27年度から改正になった関係の分が、介護給付のほうから一般事業にスライドした分というようなことも考えられると思いますので、要因的にはやはり人数が若干増えた部分が一番の要因かというふうに考えております。

○7番（中山美幸君） 多少ですけれども増加しておりますし、平成28年度が一番多いんですね、大崎町の場合。1,129、申請数がですね、ということになっているようですが。今、担当課長のほうで申されましたけども、介護サービスの内容の問題ですよ。要支援1から介護の5段階までございますけども、本町の場合、要介護1ですね、これが非常に多い状況になっているようですね。

参考までにお伺いいたしますが、要支援1、これで使える最高限度額、点数掛ける10円だと思うんですけども、最高限度額は幾らですか。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後1時52分
再開 午後1時52分
-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 大変申し訳ありません。資料の準備が遅れまして、答弁が遅れましたこととお詫び申し上げます。

サービスに係る費用につきましては、要支援1で5万30円が支給限度額、要支援2が10万4,730円ということになっております。

○7番（中山美幸君） 私のお伺いの仕方が悪かったと思いますが。要介護1が非常に大崎町の場合、多いんですね。要介護1の要支援についてはですね、これちょっと調べたんですが、市町村によって違うんですね、これ。違うのが当然だろうと思います、国の予算等もありますので。だからお伺いしているわけですよ。全国規模のやつはわかっています。しかし、本町のやつがわかっていないんでお伺いしているところです。要介護1が非常に本町は多いんです。課長もおわかりだと思いますが、その点についてお答えをいただきたいんです。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 要介護1につきましては16万6,920円ということになっております。

○7番（中山美幸君） 16万6,920円ということをお示しいただいたんですが、ヘルパーさんが、支援者といいましょうか、受給者の方のヘルプサービスを計画される場合、介護認定を受けられてサービスの程度を、いろんなサービスを計画されるんですが、その場合に16万6,920円、これぎりぎりまで算定されているのかどうか。その比率、大体どれぐらいを使っていらっしゃるのかというのがおわかりですか。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 申し訳ありませんけれども、その比率については今のところ手元の資料にはございませんので、また後ほど提示をさせていただきたいと思えます。

○7番（中山美幸君） なぜ、この金額を聞いたかということなんですよ。と言いますのは、介護サービスを受ける本人が本当に必要としているサービスなのかと。例えば、失礼ですけどもヘルパーさんが、企業、いろんな施設との連携を持たれて、その企業との兼ね合いで最高限度額まで使用してしまう。そうすると、本人はそこまで必要ないよね、家族はそこまで求めてないよねといった場合に、本当にそれが無駄なく使われているかどうかということですよ。そういったところを審査するか、そういったことはございませんか。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 要介護認定を受けて、それから当然ケアマネージャーと家族の方と、支援については検討をされて、その計画の中で実際的に介護のサービスを受けられるということなんですよけれども、今の、議員さんがおっしゃるそこについては、検討というか、中の詳細についてはまだ把握していないところでございます。

○7番（中山美幸君） 是非ですね、重複受診と一緒にような状況が、私はあるかなというふうに思いますので、ケアマネジメントの質の向上ですね、本当にそれを受けたい、サービスを受けたいと思っていらっしゃる方が、本当にそこまでを求めているのかどうかということもですね加味することによって、3年後の介護保険料の値上げの部分で圧縮がかなりできるんじゃないかなと。サービスを受けたい人はですね本当は受けなきゃいけないんですよ、受けなきゃいけないんですよけれども、ケアマネージャーさんと委託企業との間がどうなのかということもですね、これはひとつ足を踏み入れる状況にならないと、12.5%の、本町が一般財源から持ち出す金についてですね、非常に負担が今後かかってくるということでございますので、是非そうしていただきたいなというふうに申し上げておきます。

それと、本町の生活支援コーディネーター業務というのをやっていらっしゃると思うんですが、これは現在、どのような状況になっていますか。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 生活支援コーディネーターにつきましては、現在の

ところ社会福祉協議会に1人おります。その方と、うちの介護福祉係で、いろんな要望とかそういったものがあるときには常に会議を開いて、相談者の方の今後の介護、要支援とかそういったものに役立てているというような状況でございます。

○7番（中山美幸君） そういった場合でもですね、今申し上げたようなこともですね、やはり私は議論の卓上に上げる必要があるのかなというふうに思いますので、努力をしていただきたいなというふうに考えております。

それからですね、現在、介護予防の関係でいろんな事業を本町でも行われております。そして、このデータから見るとですね、私は資料を貰って、それを自分でグラフにしてみたんですが、要支援1から要支援2というのは下がっているんですね。ところが、先ほど申しましたように、要支援1から要介護1に至っては急激に上がっているんですよ。ここら辺が、担当課としてはどういうふうに理解し、どのような対策を考えていますか。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 要因等については正式なデータがございません。ただ、今後、全部というわけにはいかないんですけども、例えば20名、要支援1から要支援2になった、要支援2から要介護1になった方々の、こういった形で要介護になったかということ、例えばころぼん体操とか、あるいは運動機能のそういった事業の中でデータを抽出して、ここがもうちょっと、ここをしたらスライドしないかなというように、今後またそこについては、今検討中で、今年度から取り組む予定にしております。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 本当にこれはですねデータとして、私貰って、それをグラフにしてみたんですね。そうしたところが、先ほど聞きました要介護1、これについては急激に伸びているんですよ。認定を受けられたのが要支援、要支援から要支援の2、これは落ちているんですよ。そうしたときに、支援1から支援2に落ちている部分かなりの数がありますので、そういったところの要因を追求することによって、要支援2から介護の1に上がる部分の抑制というのは、これはかなりできるんじゃないのかなと。この部分に着目していくことによって、先ほど申しました3年後の介護保険料の値上げということも圧縮できるというふうに思っておりますので、そこら辺をもう少し綿密に研究していただきたいというふうに思います。また、要因についてはですねいろんなところから引き出せるんじゃないのかなというふうに思います。

今後、値上げをしないために、3年度の値上げをさほど大きくしないため、どういう政策を今後考えているかということをお伺いします。何か担当課のほうで考えていらっしゃるもの、それから町長サイドで町長の頭の中にあるそういった政策、

ありましたら、お伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） いろいろ微に入り細に入りいろいろ説明いただいたんですが、まさしくそうだなと思って、こういったところは分析する必要があると思っておりますので、社会福祉協議会のほうも含めてちゃんとデータが出るように、そしてまたそれをもとにして、我々も介護保険事業が運営できるようになっていきたいなというふうに思います。

要は、ただいま御質問がありましたように、介護保険料は年々年々上がってきているということは、第1号被保険者の平均が6,500円という形になっておりますので、やはりこれをいかに抑制するかというところにあると思っております。そういった面で必要なサービスといたしましうか、食とか、あるいは健康とかそういった面について、そういった高齢者づくりの環境というものは取り組んでいかなければならないと思っておりますので、そこらを具体的にどうするかということは、また担当のほうでもいろいろ考えているものとは思いますが、やはり高齢者の要介護3あたりに進まないような施策とか、そしてまた、先ほど、要支援1から要支援2に移行する人は下がっているというお話でありましたけれども、やはりそこには健康づくりに対する取組とか食に関する取組とか様々なことがあると思っておりますので、その要因を勉強しながら、3年後にこれが上がっていかないような努力をしていけるように勉強してまいります。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 具体的な、ということでですけども、今実際に取り組んでいる事業の継続というのは当然考えております。ふれあいきいきサロンであったり、ころぼん体操、それから元気度アップ事業とか健康づくり体操、運動機能向上事業、それからいきいき講座ですね、こういったものについてはさらに継続ということで、当然、参加してくださる人数を増やしていくためには啓発活動が必要でありますので、啓発活動にも力を入れるということにしております。

それから、保健師のほうで、今、町長が答弁しましたように、運動、食事、それから禁煙、それと健診、これが非常に今後、要支援、要介護に進む速度を遅くするというようなことで新聞等でも出ておりますので、やはりそこら付近については保健福祉課としても、また新たな事業があればそういった形で取組をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 今、町長のほうでも、食、健康、そして課長のほうからもそういったものについての説明がございましたけども、あとですねいきいきサロン等については非常に、私もいいかなと思っておりますが、指導者といいますか、そのリーダーの養成、ここは私は若干問題じゃないのかなと。介護予防リーダーみたいなや

つをですね、やはり今、運動普及推進員の方々を養成しておりましたけども、もうちょっと養成して、リーダーとしてしっかりと指導といいたいでしょうか、支援できる人たちを養成していただくことによって、その地域のコミュニティの醸成にもなりましょうし、それから高齢者の方々の社会参加、ここは社会教育課とも連携をお願いしたいなというふうに思います。それと社会福祉協議会、保健福祉課、社会教育課、そういったところが連携してそういったものを育てていく、そうすることが高齢者の方々の社会参加を促しながら、健康寿命を延ばしていくというような1つの政策が生きてくるんじゃないかなということと、もう1つは、そういった方々といえますか、もう1つ、各分館ごとにですね、例えば福祉委員会みたいなやつをつくっていただいて、そういったボランティアの方々の活動というのを推進される。見守り活動でありますとか買い物だとか、お掃除だとかですね、そういったものもそういった方々の協力を得ることによって、非常に難しい問題ではあると思います、ありますが、それを克服することによって福祉の部分の費用というものが抑えられてくる、点数が抑えられてくるということですよ。それをしなくていいわけですから、してもらわなくてもいいわけですから、ヘルパーさんの方々にですね。そうすることも1つの方策かなと、それに見回り活動ですね、そういったものを入れてやるという、仮称ではありましようけども福祉委員会といいたいでしょうか、今の民生委員みたいな形でもう1つつくっていく方法も、私はあると。それもやはりボランティアではなかなか厳しいでしょうけども、ポイント活動といいたいでしょうか、そういったものに参加していただいた方はそういう会の運営に携わって、自分が支援を受けるときにそのポイントが活用できるというような方法も考えられないでしょうか、町長。

○町長（東 靖弘君） 人材を育てるということはとても必要なことだと思います。議員さんもいろいろ、マスターズプロジェクトで指導していただいておりますし、また現在はサロンとかでころばん体操とかいろいろやったり、いろんな方がやっておりますけれども。本町にも健康体操グループでそういった人材は育てているわけですが、やはり地域の中で適確に、楽しく参加できるようなそういう取組方をしていただくような人材育成というのは非常にやりたいことであって、必要なことであって、やっていかなければならないと思っておりますので、この点についてはそれぞれ連携するところがありますので、そういったところとは打ち合わせしながら、人材育成をしていくという観点から取組をできるように勉強してまいりたいと思っております。

ボランティアの養成とか、各分館でという御質問でありましたが、やはり高齢化に入って、なかなか町まで来ることとかそういったことが難しい時代になってきて

おりますので、そのことはいつも考えておまして、やはり地域に身近なところでいろいろ参加していただいて指導していくような体制というのは、特にこういった高齢者が多いところにおいては必要性が高いと思っておりますので、人材育成とあわせてその方法等については、いかに提供できるのか検討してまいりたいと思います。

○7番（中山美幸君） 今、私のほうは分館単位というようなことも申しましたけども、できればですね小学校単位ぐらいで、欲をいえば小学校単位ぐらいできて、地域の方々がそういったもので活性化できて、地域コミュニティも造成できれば集落加入問題、いろんな問題もですね私は解決する糸口が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、是非そういったところの努力をお願いしたいということと、3年後の介護保険料の値上げをしないような努力、その2点をお願いしたいと思います。よろしく要望申し上げまして、介護保険については質問を終わりたいと思います。

引き続き、生産性向上特別措置法に関わる質問に移りますが、おおまか今朝ほど議会にいきましたら、回答といたしましょうか、それに近いものが出ておりました。この法律は生産性を向上させる年3%以上の効率が上がる施設についての固定資産税減免ということで、今朝ほどいただいた資料を見ますと、資料と先般の議会の税制の決議を聞きますと0%ということですので、全額これは減免されるということなんです。

今朝ほどいただいた資料を見ますと、労働生産性に関する目標の中に、先ほど私が申しました年3%ということがうたってあるんですが、この部分を見ますと、先端設備と導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）がありますが、年率3%以上向上することを指針とするというふうに記載してございますが、私の理解するところでは、3年間の間で年平均3%の向上ではなかったのかなというふうに理解しているんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま中山議員からの御質問にお答えいたします。

事業者が計画を策定するものが、先端設備等導入計画でございます。この計画は3年、4年、5年というところで事業者の裁量によって計画期間を定めるようになっております。例えば事業者の方が3年間の計画をつくりますよとした場合には、1年当たり平均3%ですので、トータルで9%の生産性の向上が図られなければならないというふうに認識しております。

以上です。

○7番（中山美幸君） と言いますと、やはりここではこの文言でいきますと、年平均

3%というふうにしたほうがよろしいんじゃないんですか。これだと、年率3%以上と言いますと、単年度で3%やらないといけませんよという誤解を生じるんじゃないんですか。確認します。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま御指摘いただきました、今朝ほど議員さん方に配付いたしました資料につきましては、国との事前協議の資料でございますので、また、ただいま御指摘いただいた内容も踏まえて、今後、国と再度また協議をしていきたいというふうに思います。

○7番（中山美幸君） 先般の委員会の中でも要望書について議論があったわけですが、7月の月上旬にこの基本計画の認定を受けられるということでしょうか。再度伺います。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 町が定める基本計画につきましては、事前協議を既に6月11日までには終えているところでございまして、ただいま正式協議をしている段階です。一応、その正式協議にかかる期間としては、おおむね30日程度かかるのではないかとこのようにいわれておりますので、7月までには国からの同意が得られるのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○7番（中山美幸君） なるべくですね早い時期に同意が得られるような努力をさせていただきたいというふうに考えております。といいますのは、本町におきまして、もう既にですねものづくりの補助事業、これは商工会の会員を問わずですが、3件ほど、もう出してあります。それから小規模事業持続化補助金、これも町内の商工業者、現在もう6件ほど既に申請をしております。この申請の点数制度といいますか、加算されることによって、これは予算の範囲内ですので、その枠の中に入りやすくなってくるということなんですね。

小規模事業の持続化補助金については、平成29年度は18件採択を受けているんです。これは各中小企業の方々が50万円を上限に、国の助成金を使って改善をしていくという、店舗なり、それからいろんな施設の改善をしていくという助成金なんです。これの採択要件に生産性向上特別措置法の基本計画が入っているとありますと、町から出された計画については優遇措置が受けられるということがございますので、是非これは早くしていただきたい。商工会の会員のみならず、本町の中小企業者の、これはいろんな部分での生産性の向上、それから利便性が図られるという法律でございます。早急にこの認定を受けられることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 以上で、通告による一般質問は終了いたします。

これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時16分

第 3 号

6 月 2 1 日 (木)

平成30年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月21日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第2 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第3 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策
定及び固定資産税の特例措置について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復
元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府
予算に係る意見書採択の要請について
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 閉会中継続審査・調査申出書
- 追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復
元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府
予算に係る意見書（案）の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 児玉孝徳	7番 中山美幸
2番 稲留光晴	8番 上原正一
3番 諸木悦朗	9番 中倉毅
4番 宮本昭一	10番 長重充輝
5番 中倉広文	11番 神崎文男
6番 吉原信雄	12番 小野光夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	川畑定浩
副町長	千歳史郎	耕地課長	福永敏郎
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	東正隆	農委事務局長	大地敏郎
総務課長	中倉幸二	水道課長	高田利郎
企画調整課長	上橋孝幸	教委管理課長	川添俊一郎
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	中村富士夫	税務課長	本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。

これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、吉原信雄君、及び7番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第22号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第2、議案第22号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題になりました議案第22号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月7日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月8日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,824万5,000円とするものであります。補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

まず、款2、目8、節8報償費の高齢者運転免許証自主返納者報償30万円について、委員から自主返納の対象年齢と平均年齢は何歳かとの問いに対し、大崎町の場合は75歳以上を対象にしている。平均年齢は82.3歳であるとの答弁。また、委員から近隣市町村ではタクシーチケットを支給しているところもあるようだが、町内で使えるような商品券とかを支給する考えはないかとの問いに対し、本町の場合は、運転経歴証明書等の発行手数料あるいは写真が必要になることから、その費用を補うため現金を支給することになった。今回の意見を踏まえて再度検討するとの答弁。さらに委員から、運転免許証を自主返納した場合交通手段がなくなる、それを補うためにデマンドタクシーを導入することを検討したことはないかとの問いに対して、買い物や病院への通院の際に交通手段がなくなるので、そこは確かに施

策が必要だと思っている。ただ、デマンドタクシーやコミュニティバスは、ほとんどが赤字経営が多く問題もあるので、交通政策を所管する担当課と協議しながら考えていきたいとの答弁でありました。

款5、目7、節19負担金、補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金85万5,000円について、委員から事業を導入する農業生産法人の対象品目の販売先または成果目標で10アール当たりの収入額が増加しているが、この根拠は何かとの問いに対し、対象の農業生産法人については、東海方面の市場に出荷することになっている。また、収入額については販売額を10%以上増加させることが事業の条件となっていることから、収量等を改善することで目標を達成するとの答弁。また委員から、農業生産法人の経営が万が一滞った場合の補償はどうなっているのかとの問いに対し、産地パワーアップ事業で導入する機械はリースであるため、リース会社に所有権がある。なお、会社が倒産した場合、補助事業の観点から利用者を変更することもできるので、リース期間の7年間は新しい方に継承してもらうことになるとの答弁。さらに委員から、農業生産法人への補助金を支出したあと、法人の経営経過観察はどのように行っているかとの問いに対し、導入した機械が稼働しているか、設定した成果目標に向かって実績が上がっているかなど、3年間追跡調査を実施して補助の効果が出ているか確認を取るようになっているとの答弁でありました。

款6、目2、節19負担金、補助及び交付金の商工会イベント事業補助金30万円について、委員からイベントの事業費の総額と補助金の支出額は幾らかとの問いに対し、総事業費は大崎町七夕さあ祭りと花火大会を合わせて約600万円である。そのうち補助金として、昨年度は花火大会に100万円、七夕さあに130万円、合計230万円を支出している。事業の財源としてはそのほかに、実行委員会が集める協賛金と繰越財源がある。しかしその繰越財源が昨年度で枯渇したため、花火大会の補助金の増額要望があったとの答弁。また委員から、補助金の額については一定のラインを引いて今後やっていくようにすることと、実行委員会に協賛金を集める努力をさらにするよう働きかけることはできないかとの問いに対して、実行委員会に対し、町の補助金については協賛金の増減にかかわらず130万円が上限だと伝えてあるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第22号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第22号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第23号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第23号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、議案第23号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月7日の本会議において、当委員会に付託されたもので、6月8日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,898万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,043万3,000円とするものであります。内容については、本会議での説明のとおり平成29年度分の介護給付費等確定に伴

う精算のための補正でありました。

特質すべき質疑もなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第23号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第23号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第23号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

○議長（小野光夫君） 日程第4、陳情第1号「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、陳情第1号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町假宿1032番地、大崎町商工会、会長、中山美幸氏であります。本陳情については、6月7日の本会議において当委員会に付託されたもので、去る6月8日に委員会を開催し、審査いたしました。審査については、参考意見として、担当課長から生産性向上特別措置法の概要説明と、導入促進基本計画の策定にかかわる進捗状況等の説明を受け、審査いたしました。

陳情の趣旨は、中小企業による設備投資を支援するため、各市町村の判断で作成することになる生産性向上特別措置法における導入促進基本計画の策定の働きかけを行う等の要望でありました。要望書の願意は妥当であるとの見解であり、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第1号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置については、採択すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。ただいま議題となっております陳情第1号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第1号「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について」は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択されました。

-----○-----

日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（小野光夫君） 日程第5、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意

見書採択の要請について」を議題といたします。

本件について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） 陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、本陳情の文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本陳情は、去る6月7日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では6月8日に委員会を開き、審査をいたしました。本陳情の趣旨は、様々な課題が複雑化、困難化する昨今の教育現場において、教職員の長時間労働が常態化していることから、子どもたちへの豊かな学びを実現するために教職員の定数改善を求めるもの、また離島山間部の多い本県においては、複式学級が増えつつあるが、憲法が保障する教育の機会均等の観点から、この複式学級の解消を求めるもの、さらに義務教育費国庫負担制度の国庫負担金が三位一体改革により、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫していることから、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、再び義務教育費国庫負担金を2分の1に戻すよう要請するものであります。

本陳情は継続的に提出されている内容であることから、陳情者からの説明は求めず、各委員会の委員間の討議により、当委員会における意見の集約をいたしました。委員間の討議では、陳情趣旨理由については、これまでも継続的に提出されている内容で妥当である。早急に当該改善が図られるよう再度採択し、委員会として必要な措置を講ずべきとの意見が出され、他委員もおおむね同意見であったことから、委員会による討議を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については採択にすべきものと、全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております陳情第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、採択されました。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件

○議長（小野光夫君） 日程第6「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（小野光夫君） 日程第7「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま配布しました追加議事日程を、本日の日程に追加いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）の提出について

○議長（小野光夫君） 追加日程第1、発委第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○5番（中倉広文君） 発委第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、小野光夫君。提出者、文教経済常任委員会委員長、中倉広文。平成30年6月21日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛であります。

意見書（案）の趣旨につきましては、先ほど採択いただきました陳情第2号の趣旨と重複いたしますので省略をいたします。

下記以降の要請項目より、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1、子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため義

義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3、離島山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成30年6月21日、鹿児島県大崎町議会議長、小野光夫。

以上、よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの

関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、平成30年第2回大崎町議会定例会を閉会いたします。
どうも御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時28分